

令和 3 年 度

やまがたの青少年

～健全育成と非行防止をめざして～

山形市教育委員会

目 次

第1章 青少年の動態

1 各種法令等による青少年の定義及び年齢区分	…	1
2 山形市の青少年人口	…	2
(1) 5歳階級別人口	…	2
(2) 青少年人口の10年間の推移	…	3

第2章 青少年施策の推進

1 山形市青少年問題協議会	…	4
(1) 協議会の任務	…	4
(2) 令和2年度の開催状況	…	4
(3) 山形市青少年問題協議会委員	…	5
2 令和3年度山形市青少年施策の基本方針	…	6
3 基本施策	…	6
4 青少年施策及び主な事業	…	6
(1) 青少年の健全育成活動の充実	…	6
(2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保	…	7
(3) 青少年を取り巻く環境の改善	…	8
(4) 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実	…	9
5 子どもの安全・安心対策の基本方針	…	10
6 令和3年度山形市の青少年育成関連事業一覧[関係課（施設）別]	…	12
7 青少年育成組織		
(1) 山形市青少年育成推進員	…	23
(2) 各地区青少年健全育成連絡協議会	…	24

第3章 青少年指導センター

1 青少年指導センターの概要	…	25
(1) 青少年指導センターの業務活動	…	26
(2) 青少年指導センターの沿革	…	27
2 青少年指導センターの組織	…	28
(1) 青少年指導センター運営協議会	…	28
(2) 指導委員	…	28
(3) 少年相談員	…	29
(4) 青少年指導センター指導委員連絡会	…	29
(5) 地区指導委員会	…	29
(6) 職員	…	29

3	青少年指導センター運営協議会委員	…	30
4	各地区指導委員会会長	…	31
5	街頭指導実施状況	…	32
	(1) 街頭指導実施日数及び従事した指導委員延べ人数	…	32
	(2) 注意・指導した延べ人数（場所別）	…	32
	(3) 注意・指導した延べ人数（時間帯及び学識別）	…	32
	(4) 声かけ延べ人数	…	33
	(5) 声かけ延べ人数（時間帯及び学識別）	…	33
	(6) 注意・指導した少年の行為別・学識别人数	…	33
6	少年相談状況	…	34
	(1) 電話相談状況	…	34
	(2) メール相談状況	…	35
7	少年補導の対象となる年齢や行為	…	36

付 属 資 料

	青少年相談窓口	…	37
	関係法令	…	40

第 1 章 青少年の動態

1 各種法令等による青少年の定義及び年齢区分

青少年の範囲は、関係法令に基づいて定められており、その呼称、年齢区分は、次の通りである。

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	刑事責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の、義務教育学校の前期又は特別支援学校の小学部の課程を終了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者（2022年4月1日以降は、18歳未満の者）
	婚姻適齢	男18歳、女16歳〔未成年者は、父母の同意を得なければならない。〕 （2022年4月1日以降は、男女ともに18歳）
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない（法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針（平成28年1月厚生労働省）において規定。）。
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者	
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者

資料：内閣府『令和3年度 子供・若者白書』

（参考）

児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者
山形県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者
山形県子ども・若者ビジョンによる範囲		

2 山形市の青少年人口

(1) 5歳階級別人口

最近の少子高齢化社会の進展を反映して、青少年人口は15～19歳が最も多く、それより若い年齢層になるに従って減少傾向にある。

年 齢 (5歳階級)	人 口 (人)			構 成 比 (%)		
	総 数	男	女	総 数	男	女
総 数	247,590	119,001	128,589	100.0	48.1	51.9
青少年人口(0～29)	65,326	32,868	32,458	26.4	27.6	25.2
0～4	8,660	4,453	4,207	3.5	3.7	3.3
5～9	10,047	5,122	4,925	4.1	4.3	3.8
10～14	10,546	5,428	5,118	4.3	4.6	4.0
15～19	12,554	6,350	6,204	5.1	5.3	4.8
20～24	12,357	5,984	6,373	5.0	5.0	5.0
25～29	11,162	5,531	5,631	4.5	4.6	4.4
30～34	12,462	6,221	6,241	5.0	5.2	4.9
35～39	14,702	7,377	7,325	5.9	6.2	5.7
40～44	16,896	8,512	8,384	6.8	7.2	6.5
45～49	17,971	8,951	9,020	7.3	7.5	7.0
50～54	15,920	7,989	7,931	6.4	6.7	6.2
55～59	15,341	7,541	7,800	6.2	6.3	6.1
60～64	15,738	7,686	8,052	6.4	6.5	6.3
65～69	16,960	8,214	8,746	6.9	6.9	6.8
70～74	17,631	8,459	9,172	7.1	7.1	7.1
75～79	13,400	6,107	7,293	5.4	5.1	5.7
80～84	10,942	4,609	6,333	4.4	3.9	4.9
85～89	8,302	2,946	5,356	3.4	2.5	4.2
90～94	4,588	1,269	3,319	1.9	1.1	2.6
95～99	1,253	235	1,018	0.5	0.2	0.8
100歳以上	158	17	141	0.1	0.0	0.1

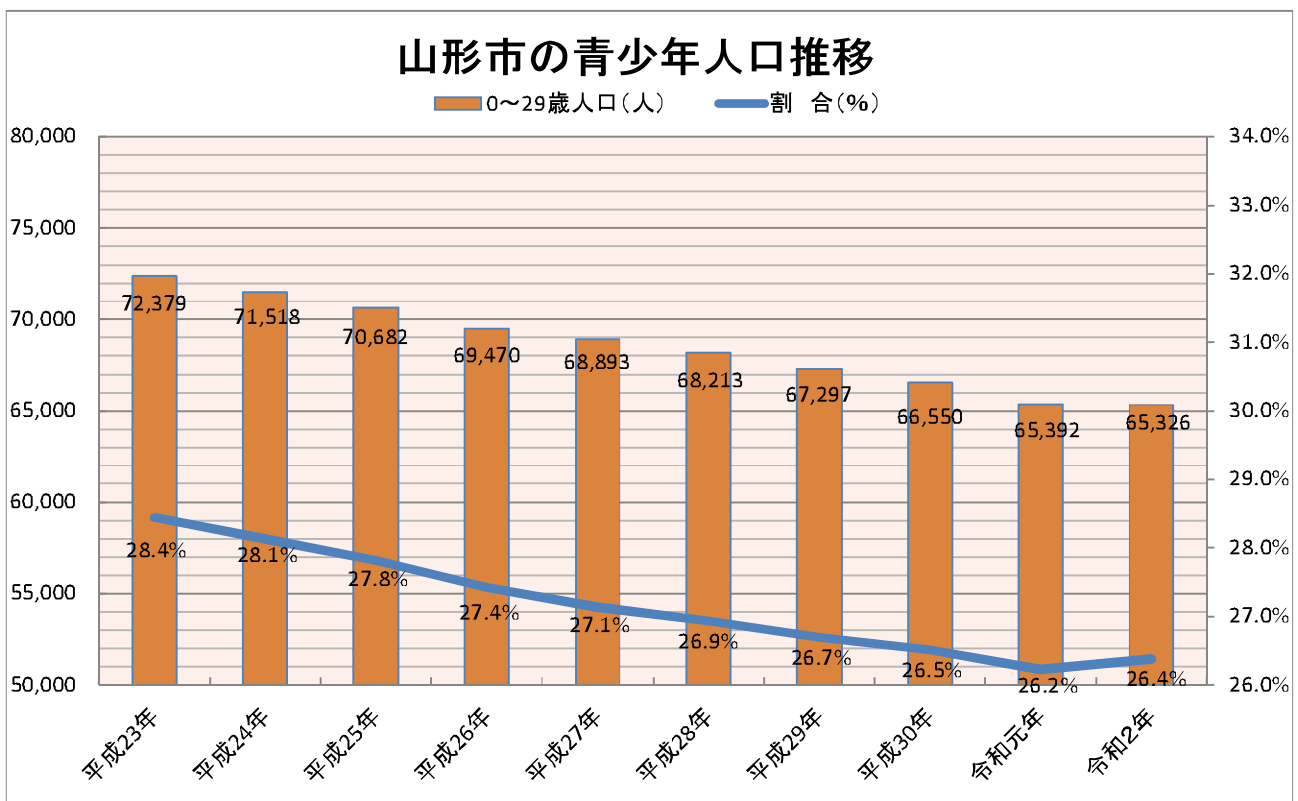
資料：山形市推計人口（令和2年10月1日現在）

(2) 青少年人口の10年間の推移

山形市の青少年人口は過去10年間減少傾向が続いているが、総人口に占める割合は令和2年に増加に転じた。

(各年10月1日現在)

年 度	総人口 (人)	0～29歳人口 (人)	割 合 (%)
平成23年	254,487	72,379	28.4%
平成24年	254,200	71,518	28.1%
平成25年	254,089	70,682	27.8%
平成26年	253,335	69,470	27.4%
平成27年	253,832	68,893	27.1%
平成28年	253,267	68,213	26.9%
平成29年	252,095	67,297	26.7%
平成30年	250,998	66,550	26.5%
令和元年	249,327	65,392	26.2%
令和2年	247,590	65,326	26.4%



第 2 章 青少年施策の推進

1 山形市青少年問題協議会

山形市青少年問題協議会は、地方青少年問題協議会法第一条の規定に基づき、昭和34年3月に市長の附属機関として設置された。(昭和34年市条例第3号)

(1) 協議会の任務

- 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合施策の樹立につき、必要な事項を調査審議する。
- 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために、必要な関係行政機関相互の連絡調整を図る。
- 前項に規定する事項に関し、市長及びこの市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(2) 令和2年度の開催状況

- 日 時 令和2年12月23日(水) 午後1時30分～3時
- 場 所 市庁舎11階 大会議室
- 内 容 報告事項：令和2年度青少年健全育成及び非行防止等の実施状況について
協議事項：令和3年度青少年健全育成及び非行防止等の取り組み(案)について
情報交換：関係機関の青少年施策について

(3) 山形市青少年問題協議会委員

(令和3年6月1日現在)

役職名	氏名	所 属 等
会 長	佐 藤 孝 弘	山形市長
副 会 長	荒 澤 賢 雄	山形市教育委員会教育長
副 会 長	岡 野 守 昭	山形市青少年育成推進員連絡協議会会長
委 員	佐 藤 亜希子	山形市議会議員
委 員	松 田 孝 男	山形市議会議員
委 員	佐 藤 清 徳	山形市議会議員
委 員	千 田 繁 樹	山形地方法務局人権擁護課長
委 員	馬 場 剛	山形保護観察所統括保護観察官
委 員	近 埜 淳 也	山形警察署生活安全課長
委 員	佐 藤 慎 治	山形県福祉相談センター副所長
委 員	内 山 博 之	山形少年鑑別支所長
委 員	和 氣 武	山形家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
委 員	金 子 貴 範	山形労働基準監督署第一方面主任監督官
委 員	佐 藤 佳 彦	村山地区高等学校長会（山形明正高等学校長）
委 員	齋 藤 真 一	山形市中学校長会（山形市立第九中学校長）
委 員	星 川 仁 一	山形市小学校長会（山形市立村木沢小学校長）
委 員	高 野 則 夫	山形市民生委員児童委員連合会会長
委 員	伊 藤 康 則	山形市青少年育成市民会議会長
委 員	菅 野 節 子	山形市女性団体連絡協議会顧問
委 員	佐 藤 博 之	山形市子ども会育成連合会会長
委 員	勝 見 祐 子	山形人権擁護委員協議会山形市部会子ども人権委員
委 員	沼 澤 義 夫	山形市青少年指導センター指導委員連絡会会長
委 員	渡 部 正 美	山形市社会福祉協議会会長
委 員	半 田 直 樹	山形青年会議所副理事長
委 員	森 晃	山形商工会議所常務理事・事務局長
委 員	高 見 佳 澄	山形市PTA連合会母親委員長
委 員	布 施 将 英	村山地区高等学校PTA連合会会長

(敬称略)

幹事及び書記

職 名	市 の 職 名
幹事長	教育部長
幹 事	(教)管理課長 学校教育課長 社会教育青少年課長 こども未来課長 保育育成課長 家庭支援課長 健康増進課精神保健・感染症対策室長
書 記	社会教育青少年課職員

2 令和3年度山形市青少年施策の基本方針

「山形市教育振興基本計画」に基づき、「家庭・学校・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり」を目指します。

山形市の将来を担う青少年が、心身ともに健やかに、たくましく成長していくように、行政はもとより、家庭・学校・地域が連携し、時代に適応した青少年の健全育成・非行防止対策、安全・安心の環境づくりを推進します。

3 基本施策

学校・家庭・地域と連携し、次代を担う健全な人づくり

- (1) 青少年の健全育成活動の充実
- (2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保
- (3) 青少年を取り巻く環境の改善
- (4) 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

4 青少年施策及び主な事業

(1) 青少年の健全育成活動の充実

青少年問題に関する理解・意識高揚を図り、青少年の健全育成運動を促進する。

取組1 青少年の健全育成体制の充実	
青少年問題協議会の開催	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策について協議し、関係機関に対し意見の具申を行う。
青少年健全育成講演会の開催	これからの社会を担う青少年の健全育成を推進し、市民全体の意識高揚を図るため、「子ども・若者育成支援強調月間」にあわせて開催する。保護者などが参加しやすいように市報や公民館だより等で参加者を募集する。
青少年育成推進員の委嘱	地域における青少年健全育成活動を組織的・継続的に実践するため、各地区から「青少年育成推進員」を委嘱し、その活動の推進を図る。
「やまがたの青少年」の発行	青少年の実態と当市行政施策についての冊子を編集・発行する。 また、市の公式ホームページにも掲載し、周知を図る。 (http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/)
「大人が変われば子どもも変わる」県民運動への取組	運動を推進するため、青少年育成推進員や学校及びPTAなどの関係団体と連携し、有害図書類調査や啓発キャラバン運動等の事業を展開する。

取組2 青少年健全育成団体等への支援・協力	
<p>① 青少年の健全育成・非行防止の自主的活動を展開する青少年健全育成団体等（8団体）に補助金等を交付し、青少年の健全育成活動を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山形市青少年育成市民会議 ・社会を明るくする運動山形市推進委員会 ・山形地区保護司会 ・更生保護法人 羽陽和光会 ・山形市子ども会育成連合会 ・山形市青少年育成推進員連絡協議会 ・山形市青少年指導センター指導委員連絡会 ・山形市PTA連合会 <p>②地域一体となって青少年健全育成運動を推進するための活動に対し奨励金を交付し支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交付額 1地区 65,000円 34地区 	
取組3 青少年が抱える問題の相談機関・専門機関との連携・周知	
<p>ニート、ひきこもりをはじめ、青少年が抱える様々な問題や困難は複雑化しており、対処できる専門機関へつなぐ事も重要であることから、国や県、若者相談支援機関、社会福祉協議会、保健所等の専門機関と協力・連携するとともに、それら機関について広く市民へ周知を図る。</p>	

(2) 児童・生徒の登下校時等の安全・安心確保

「子どもたちを、より多くの目で見守ります」という基本理念のもと、「子どもの安全・安心対策の基本方針」に基づき、子どもの登下校時等の安全・安心の確保に努める。

取組1 子どもの安全・安心対策の組織的推進	
「子ども安全対策会議」による教育委員会内各部署との連携	「子どもの安全・安心対策の基本方針」（平成18年策定、平成27年改定）に基づいた施策を実施するため、教育委員会内の「子ども安全対策会議」を通じて、安全・安心対策を推進する。
通学路の整備	児童生徒の登下校時の安全・安心確保を図るため、学校・地域・道路管理者等による小学校通学路の合同点検及び中学校通学路の防犯灯整備と維持管理を行う。
子どもたち自身の対処方法の知識や能力の向上	「自分の生命は自分で守る」という考えから、児童生徒自らが地震などの自然災害や交通事故、不審者の出現などに対する知識や対処方法を身につけるため、避難訓練や交通安全教室などを計画的に実施する。
取組2 子どもの安全・安心を地域で守る体制の充実	
子ども見守り活動の推進	子どもの危険を未然に防止するため、子ども見守り隊や各地区青少年健全育成連絡協議会を中心に行われている登下校時の地域見守り活動を推進する。
危険箇所の把握	青少年指導センター指導委員による街頭指導・巡回において危険箇所等を把握し、改善を図る。

取組3 緊急情報の迅速な配信	
<p>「子ども安全情報配信システム」の運用 児童生徒の安全確保に努めるため、携帯電話等を通して保護者や教員、地域の青少年健全育成関係者等の登録者に不審者情報を配信する。</p> <p>令和2年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録件数 4, 524件 ・配信件数 72件 (内 不審者 66件) 	
取組4 一人にならない、一人にしないための仕組みの充実	
複数での登下校の推進	複数での登下校を、小・中学校の実情に応じて実施する

(3) 青少年を取り巻く環境の改善

関係行政機関及び地域団体等と連携しながら、青少年に有害な環境の浄化に努める。

取組1 有害広告・有害図書等の監視・調査																							
有害違法簡易広告物の監視	青少年にとって有害な違法簡易広告物（ピンクチラシ等）を監視し、発見した場合は県へ通報・除去を依頼し、青少年を取り巻く環境浄化を図る。																						
有害図書調査	有害な図書・情報紙（フリーペーパー）・DVDなどの区分陳列を促進するとともに、有害図書類自動販売機を設置させない活動を促進する。																						
取組2 青少年のインターネット適正使用の啓発																							
フィルタリングについての啓発	市報やホームページを通じ、保護者等に対し、子どもがインターネットを安全に使用できるフィルタリングの必要性について広報、啓発する。																						
研修会の実施	警察や携帯電話会社などから講師を招き、ネットトラブルに巻き込まれないように、インターネットやSNSの適正利用の研修会を開催する。																						
インターネット等安全パトロールの実施	<p>児童・生徒に関するインターネットサイト上の掲示板等への書き込みがないか検索・閲覧を行い、問題がある書き込みを見つけた場合は学校へ情報提供等を行う。</p> <p>・ネット安全パトロール実施状況（令和2年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th colspan="2">市 内</th> <th colspan="2">県 内</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検索件数</td> <td colspan="2">8,012</td> <td colspan="2">2,447</td> <td>10,459</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">学校等へ連絡した件数</td> <td>中学校</td> <td>高校</td> <td>中学校</td> <td>高校</td> <td rowspan="2">14</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		市 内		県 内		合計	検索件数	8,012		2,447		10,459	学校等へ連絡した件数	中学校	高校	中学校	高校	14	1	7	5	1
		市 内		県 内		合計																	
	検索件数	8,012		2,447		10,459																	
学校等へ連絡した件数	中学校	高校	中学校	高校	14																		
	1	7	5	1																			
取組3 薬物乱用防止の啓発																							
国や県、警察等と連携し、ポスター掲示やリーフレットの配布を行い、薬物乱用防止を啓発する。																							

(4) 青少年を見守る街頭指導・少年相談の充実

青少年指導センターを拠点に、街頭指導と少年相談を実施するとともに、学校、関係機関・団体等と連携・協力しながら、青少年の非行防止対策を推進する。

取組 1 街頭指導の実施	
<p>地区の青少年育成推進員、民生委員児童委員、主任児童委員や保護司、学校等から推薦された教員やPTA等に青少年指導センター指導委員の委嘱を行い、街頭指導を実施する。</p> <p>① 市内繁華街を中心に、平日の街頭指導を実施する。 ② 学校の長期休業期間やお祭り、花火大会等の開催時に、各地区の街頭指導を実施する。 ③ 各地区の街頭指導時に、地区内の危険箇所の把握を行い、改善を図る。</p>	
取組 2 少年相談の実施	
<p>青少年指導センター少年相談員による電話・メール・面談での悩み相談を実施する。 また、LINE・チャットなどによる相談を希望する相談者のために、市ホームページにおいて、SNS相談を実施している団体等を掲載している厚生労働省のホームページを紹介し、情報提供を行う。</p> <p>電話・面談：平日の午後1時～5時 メール：24時間受付</p>	
取組 3 研修会の実施	
<p>青少年指導センター指導委員や少年相談員の資質向上を図るため、研修会を開催する。</p>	
取組 4 広域連携の推進	
<p>全国・東北・県内各青少年指導センターとの連携</p>	<p>東北地区の各青少年補導センター連絡協議会による定期大会等に参加し、情報収集や青少年指導センター指導委員の資質向上に努める。 山形県青少年補導連絡協議会において県内の青少年指導センター等と情報交換や連携協力を図る。</p>
<p>周辺市町・警察との連携</p>	<p>児童生徒の行動範囲が広がっていることから、上山市、天童市、山辺町、中山町、寒河江市などの周辺市町や仙台市の各青少年指導センター、警察と合同街頭指導を実施し、情報交換や街頭指導の広域連携を図る。</p>
<p>「いじめ・非行をなくそう」県民運動への取組</p>	<p>山形県青少年育成県民会議などの青少年健全育成団体や学校と連携し、小中学生自身が考えるきっかけとする「いじめ・非行をなくそう」の標語募集や、ポスター、県広報誌「見守る目・育む芽」を配布するなど、いじめ・非行の防止を呼び掛ける。</p>

5 子どもの安全・安心対策の基本方針

(平成27年9月30日 改定)

(1) 改定にあたって

近年、児童生徒が不審者から声をかけられたり、連れ去られようとするなど、子どもの安全・安心を脅かす事件が各地で発生し、本市も例外ではないことから、平成18年1月に「子どもの安全・安心対策の基本方針」を策定しました。

また、策定から3年が経過した平成21年2月には、その実行性を高め、より効果的に推進していくための改定を行いました。

しかしながら、子どもたちを取り巻く環境は急速に変化しており、現況に即した安全・安心対策とするため、基本方針に基づく施策について改めて見直しを行い、改定するものです。

(2) 目的

子どもたちにとっては、依然として、登下校の時間帯における危険性が高い状況にあります。そのため、引続き、子どもの登下校時の安全・安心を守ることを目的とします。

(3) 基本理念

「子どもたちを、より多くの目で見守ります」

子どもたちの安全・安心のために、可能な限り多くの対策を講じ、より多くの目で見守ります。

(4) 基本方針とその施策

基本理念をふまえ、次の二つの視点から子どもの安全・安心対策を推進します。(別表)

- ① 子どもが一人になる場面を、可能な限り無くすこと。
- ② 子ども自身が、自らを守ることを身につけること。

(5) 施策の推進にあたって

これらの安全・安心対策は、その全てが有機的に連携することによって、はじめて有効性を発揮します。「子ども安全対策会議」のもと、実施主体、関係部署等と連携して推進します。

また、保護者の協力を必要とするものについては、これを周知し、実効性を高めていきます。

(4) 基本方針とその施策（別表）

(平成27年9月改定)

基本方針と施策	実施内容	所管課
子どもの安全・安心対策を組織的に推進します。		
関係部署との連携の充実	教育委員会内の関係課による「子ども安全対策会議」のもと、他の部署とも連携して推進します。	社会教育青少年課
子どもたちの安全・安心を地域で守る体制の充実を推進します。		
「子ども見守り隊」運動の充実	各地区で展開している「子ども見守り隊」運動を、啓発・支援します。	社会教育青少年課
「こども110番」の充実	学校、地域の関係団体と警察署との連携のもと、「こども110番」について啓発・支援します。	社会教育青少年課
公民館による防犯意識の高揚	関係機関の要望に基づき、公民館だよりや館内掲示スペース等に子どもの安全・安心対策に関する情報を掲載し、地域の防犯意識の高揚を図ります。	社会教育青少年課
子どもたち自身の対処方法の知識や能力の向上を推進します。		
防犯訓練等の各種対策の実施	学校教育課から、全小中学校に訓練や講話の実施を呼びかけます。	学校教育課
安全マップの活用	安全マップ等を活用した積極的な安全指導の実施を、学校教育課から全小中学校に呼びかけます。	学校教育課
緊急情報を迅速に送信し、即応性を高めます。		
携帯電話等による「子ども安全情報配信システム」の運用	登録された携帯電話等に緊急情報を配信し、保護者をはじめ、広く市民に周知します。また、長期休業前には犯罪や非行の未然防止を促すメールを配信し、子どもの健全育成に努めます。	社会教育青少年課
一人にならない、一人にしないための仕組みの充実を推進します。		
複数での登下校の実施	複数での登下校を出来る限り実施するように、学校教育課から全小中学校に呼びかけます。	学校教育課
放課後子ども教室の実施	放課後や週末における、児童の安全・安心な活動拠点を確保します。	社会教育青少年課
危険が潜みやすい場所の改善を推進します。		
防犯灯の設置と適正な維持管理の推進	中学校通学路の防犯灯整備及び維持管理を行っていきます。	(教)管理課
公園等の植栽やトイレの適正な維持管理の推進	学校や地域からの情報に基づき、関係部署に依頼します。	社会教育青少年課
街頭指導・巡回による危険箇所等の把握及び改善	青少年指導センター指導委員による街頭指導・巡回において危険箇所等を把握し、関係部署に改善を依頼します。	社会教育青少年課
空き家や倉庫、小屋など普段人影の無い場所の適正な維持管理の推進	安全マップの活用や見直しを図りながら、学校や地域からの情報に基づき、関係部署に依頼します。	学校教育課

< 参考 >

一人にならない、一人にしないための仕組みの充実を推進します。		
青色防犯パトロールの実施	青色回転灯を装着した交通安全指導車により、通学路を中心に巡回します。	市民課
放課後児童クラブ（学童保育）の運営	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与え健全な育成を図ります。	保育育成課

6 令和3年度山形市の青少年育成関連事業一覧〔関係課（施設）別〕

- 領域 :
- 1 青少年を健やかに育む家庭づくり
 - 2 青少年の社会性を育む地域づくり
 - 3 青少年の創造性を育む学校の充実
 - 4 社会的な自立を支援する職場の充実
 - 5 青少年の健康と安全の保持
 - 6 社会の多様化への対応
 - 7 非行・問題行動の防止
 - 8 総合推進と連絡調整

※ここに記載の全ての事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により変更・中止になっている場合があります。
詳細は担当課（施設）にお問い合わせください。

課（施設）名	新・継	領域	事業名	事業内容
国際交流センター	継	6	国際交流出前講座 国際交流理解講座	<p>●出前講座 対象：小・中・高生 英語圏、中国圏及び韓国・朝鮮語圏の国際交流員等各1名を小・中学校で開催される総合学習や、高校の授業の一環としての国際関連事業に派遣する。青少年が様々な多文化体験を通じて広い視野と国際感覚を身に付けることを目的とする。</p> <p>●理解講座 対象：市民 講座を一般募集で行うことにより、広範囲の個人を対象として開催する。学校への派遣となる出前講座には参加できない子どもたちに参加の機会を提供する。対象年齢は講座の内容による。</p>
男女共同参画センター	継	6	男女共同参画に関する作品募集（一行詩・写真）	<p>男女共同参画を身近なところから感じてもらい、理解と参画を図る。 応募資格：市内に在住、在勤又は在学していること ・一行詩中学・高校の部 ・一行詩大学・一般の部 ・写真 募集締切：一行詩部門 令和3年7月30日（金） 写真部門 令和3年8月16日（月） 表彰：令和3年11月13日（土）</p>
	継	3	小学生用男女共同参画学習資料の配布	<p>「男女平等」「男女の相互理解」「個人の尊厳」等について理解を深めてもらうため、小学2・4・6年生を対象とする男女共同参画学習資料「きらりかがやいて」及び教師用学習資料「きらりかがやいて活用に向けて」を市内小学校へ配布する。 ・「きらりかがやいて」 小学2年生…2,400部 小学4年生…2,600部 小学6年生…2,600部 ・「きらりかがやいて活用に向けて」 600部</p>
	継	5	若年層を対象としたDV防止啓発事業	<p>高校生を中心とした若年層に対して、デートDV防止パンフレット等を配布し、デートDVの予防啓発と相談窓口の周知を図る。 ・デートDV防止パンフレット…4,000部 ・相談窓口案内入り啓発カード…5,500枚</p>
	継	5	小・中学生向け出前講座	<p>小・中学生を対象に「いのち」の大切さについて学ぶ出前講座を行い、健全な心を育て、自殺防止や暴力防止を図る。</p>
市民課	継	5	地区（学区）交通安全の推進	<p>学校、家庭及び地域の連携により、地区（学区）の交通安全を推進することを目的に組織された団体に対して助成し、交通安全の推進を図る。（推進団体33団体）</p>
	継	5	交通指導員の設置	<p>小学校児童の通学等の安全を確保するため、登校日の通学時間帯に交通安全指導を行う。 ・交通指導員61名・指導場所61か所（令和3年4月1日現在）</p>
	継	5	幼児交通安全教育	<p>就学前の幼児とその保護者を対象に、幼児交通安全クラブ「かもしかクラブ」を組織し、交通安全指導を行う。 <令和2年度末> 会 員：幼児2,701人、48クラブ 実施回数：322回、受講者数：14,709人 会員外の保育園・幼稚園等：24回、1,418人</p>

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容
市民課	継	5	児童・生徒の交通安全教育	小中学校等の交通安全教室において、道路の歩行と横断、自転車の安全な乗り方について交通安全指導を行う。 <令和2年度末> 実施回数：23回(小学校23回、中学校0回) 受講者数：1,839人
	継	5	青色防犯パトロールの実施	交通安全指導車1台で週2回、通学路を中心に、学区を変えて、児童の下校時に合わせ、1回2時間のパトロールを実施する。
消費生活センター	継	5	消費者啓発推進事業	悪質商法等による消費者被害の未然防止を図るため、学生等(小学生、中学生、高校生、大学生を含む)や新成人を対象に、消費生活出前講座及び啓発資料の配布を実施する。
	継	1	夏休み親子はかり作り教室 ※中止	普段の生活の中で行っている「計る」について、親子で学習することにより、計量に関する意識の向上を図る。 対 象：小学校3年生～6年生の児童及びその保護者 実施日：夏休み期間中 ※山形県、(一社)山形県計量協会との共催
母子保健課	継	1	母子保健推進事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 妊婦乳幼児健康診査等 <ol style="list-style-type: none"> ① 妊婦健康診査(個別健診) ② 妊婦歯科健康診査(個別健診) R2.10月から実施 ③ 4か月児健康診査(個別健診) ④ 9か月児健康診査(個別健診) ⑤ 1歳6か月児健康診査(集団健診) ⑥ 1歳6か月児精密健康診査(個別健診) ⑦ 3歳児健康診査(集団健診) ⑧ 3歳児精密健康診査(個別健診) ⑨ 幼児発達相談 2 母性父性の健康教育相談 <ol style="list-style-type: none"> ① 母子健康手帳交付時の健康相談 ② ママパパ教室 3 乳幼児の健康教育・相談 <ol style="list-style-type: none"> ① 子育てはあと相談 ② こどものからだスッキリ教室 4 訪問指導 <ol style="list-style-type: none"> ① 妊産婦訪問指導 ② 新生児訪問指導 ③ 未熟児訪問指導 ④ こんにちは赤ちゃん訪問(乳児家庭全戸訪問事業) ⑤ 育児支援家庭訪問(養育支援訪問事業) 5 母子包括支援事業 <ol style="list-style-type: none"> ① 母子保健相談支援事業 ② ようこそ赤ちゃん応援メッセージ贈呈事業 ③ 生涯を通じた女性の健康支援事業 6 特定不妊治療費助成事業 7 産後ケア事業 <ol style="list-style-type: none"> ① ショートステイ ② デイケア ③ 乳房ケア(通所・訪問) ④ ママサポーター 8 育児等支援サービス事業 9 妊婦への新型コロナウイルス感染症検査事業
	継	5	予防接種事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 B型肝炎(個別接種) 2 単独不活化ポリオ(個別接種) 3 四種混合【三種混合+不活化ポリオ】(個別接種) 4 二種混合(個別接種) 5 麻しん風しん混合(個別接種) 6 麻しん(個別接種) 7 風しん(個別接種) 8 日本脳炎(個別接種) 9 BCG(個別接種) 10 ヒブ(個別接種) 11 小児用肺炎球菌(個別接種) 12 子宮頸がん予防(個別接種) 13 水痘(個別接種) 14 ロタ(個別接種) R2.10月から実施
	継	5	風しん抗体検査及び予防接種費用助成事業	成人の風しん対策として、先天性風しん症候群を予防することを目的に、風しん抗体検査の全額助成及び風しん予防接種費用の一部助成を行う。

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容
健康増進課	継	5	成人保健事業	1 すこやか健診 2 子宮がん検診 3 レディース健診
	継	1	食育事業	1 パクパクよい子のクッキング 2 チャレンジおやつクッキング
	継	5	精神保健福祉事業	1 自殺対策 ・「いのち支える山形市自殺対策計画」に基づく「山形市自殺対策推進庁内連絡会議」「いのち支える山形市自殺対策協議会」の実施 ・普及啓発、こころ支えるサポーター養成等 2 精神保健福祉相談、ひきこもり相談 ・精神保健福祉士、保健師による相談(随時) ・精神科医師による相談(予約制) ・ひきこもり家族交流会、支援者向けの事例検討会
	継	5	感染症対策事業	1 HIV抗体検査及び相談事業 2 性感染症検査及び相談事業(性器クラミジア症、梅毒) 3 ウイルス性肝炎患者等の重症化予防事業(肝炎検査及び相談事業)
	新	5	受動喫煙防止対策事業	受動喫煙防止に関する普及啓発 ・小学校への出前講座等の実施
保健総務課	継	5	休日夜間診療所人材確保補助事業	山形市医師会が開設者となっている山形市休日夜間診療所の医師等の人材確保に対して補助を行う。 夜間は、毎日、小児科医と内科医が常駐する。日曜・祝日及び年末年始(12月31日から1月3日)は、小児科医と内科医又は外科医が常駐する。
環境課	継	2	大学生等と連携した「COOL CHOICE」普及促進事業	高校生や大学生へ地球温暖化対策に対する意識の高揚と「COOL CHOICE」の普及を図るため、ワークショップを実施し地球温暖化対策につながるライフスタイルの選択を促す。 【対象】 市内の大学・高校生 【人数】 20人程度 【日程】 11月～12月のうち2日間 【場所】 市内の会議室等
	継	1	蔵王山クリーン作戦	対 象：親子、企業、地元ボランティア 実施日：令和3年6月5日(土) 場 所：蔵王山一帯 (地藏山・観松平・中央高原・盃湖・温泉街周辺等) ※中止
ごみ減量推進課	継	2	資源回収推進事業	資源回収を実施した小中学校、PTA、子供会等に回収量及び実施回数に応じた奨励費を交付し、ごみ減量の推進を図る。
障がい福祉課	継	1	まんさくの丘運営管理	障がい児・者の総合福祉施設として、それぞれの施設が連携を図り、各事業の特性を活かしながら、充実した療育及び支援等の障がい児通所支援及び障がい福祉サービスを実施する。
	継	1	障がい児通所支援事業	障がい児への適切な療育のため、児童福祉法に基づき、障がい児通所支援事業所における日常生活における基本的動作の指導や集団生活への適応のための訓練等のサービス利用を支援する。
	継	1	障がい者相談支援委託事業	障がい者、障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等を行う。身近な総合相談窓口として、市内6相談支援事業所に委託している。
	継	1	障がい児福祉手当支給事業	在宅の最重度の20歳未満の障がい児に対し手当を支給し、過大な負担の軽減を図る。
	継	1	心身障がい児野外活動事業補助	心身障がい児を対象とした1日遊びの場を設定し、子ども、保護者、ボランティアの交流促進と障がい児の福祉向上を図る活動に対し補助を行う。
	継	1	心身障がい児機能訓練事業補助	心身障がい児の保護者やボランティア団体が行う心身障がい児への機能訓練教室に対し補助を行う。

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容
生活福祉課	継	1	民生委員・児童委員活動	児童福祉に必要な諸活動を行う。 民生委員児童委員数 495名
こども未来課	継	1	市立保育所運営管理事業	1 保育を必要とする乳幼児を保育するための保育所を運営する。 (市立 10カ所) 2 一時保育：保護者が一時的に保育をできない時等に児童を預かる制度(非定型保育と緊急保育の2種類がある) (市立 3カ所)
	継	1	べにっこひろば運営管理	児童遊戯施設「べにっこひろば」の管理運営
	継	1	児童館各種事業	東部・南部・北部児童館の管理運営 その他各児童館事業
	継	8	子育て情報発信事業	子育てガイド・子育て支援マップ作成のほか、ホームページにより各種情報を発信し、行政と民間が互いに連携した子育て情報を提供する。
	継	1	3人乗り自転車購入費補助事業	通常の自転車より価格の高い、幼児2人同乗用自転車(3人乗り自転車)の購入費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減する。
	継	2	児童遊園管理事業	児童遊園の施設整備を行う。 既 設：272カ所
保育育成課	継	1	民間立保育所運営管理事業	保育を必要とする乳幼児を保育するための保育所を運営管理する。 (民間立35カ所)
	継	1	施設型給付	3歳以上教育を必要とする就学前の子ども及び保育の必要性のある就学前子どものための教育・保育の給付を行う。 (27カ所)
保育育成課	継	1	地域型保育給付	1 小規模保育事業(保育の必要性のある0~2歳児を対象とする定員6~19名の保育事業)実施事業者に給付・補助を行う。 (8カ所) 2 家庭的保育事業(保育の必要性のある0~2歳児を対象とする定員5名までの保育事業)実施事業者に給付・補助を行う。 (17カ所)
	継	1	子育て支援センター運営事業	子育て中の親子に楽しんで子育てが出来るよう支援する。 (民間立22カ所) 育児相談事業 育児講座事業 体験保育事業
	継	1	認可外保育施設の運営補助	認可外保育施設の運営及び市が独自に設定した基準を満たす施設へ補助を行う(より高い基準を満たした施設には、認証を行い補助を加算する)。
	継	1	認可外保育施設利用者負担軽減補助事業	同一世帯で2人以上の児童が認可外保育施設等を利用している場合、第3子以降の児童、一定所得未満の世帯やひとり親・障がい者世帯の児童が認可外保育施設を利用している場合に、保護者の経済的負担の軽減を目的として、保育料に対し補助を行う。
	継	1	施設等利用給付	幼稚園、認可外保育施設等を利用する幼児教育・保育の無償化対象児童の保護者に対して給付を行う。
	新	1	2歳児就園保育料軽減補助金	幼稚園の2歳児預かりを促進するため、幼稚園、認定こども園の2歳児預かりの保育料の補助を行う。
	継	1	放課後児童健全育成事業	小学校の留守家庭の児童を対象に、児童が健やかに育つよう、放課後遊びや生活指導等を行う放課後児童クラブ運営委員会に対する委託により実施。 (77カ所・児童数 3,674人)

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容
こども家庭支援課	継	1	児童家庭相談援助	児童虐待防止・児童の福祉向上を図るため、専門的な指導・相談を実施する。
	継	1	母子父子家庭等福祉事業	母子・父子家庭等の生活安定と福祉の向上を図る。 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・ひとり親家庭生活応援給付金等事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・ひとり親家庭就業・自立支援事業 ・ひとり親家庭子どもの生活・学習支援事業
	新	1	子どもの貧困対策事業	地域において子ども達を見守り、健やかな成長を育むため、子どもやその保護者、孤立しがちな世帯が地域住民と交流できる「子どもの居場所づくり」を推進する。 ・子どもの居場所づくり支援事業 ・子どもの居場所づくり支援事業費補助金
	継	1	母子生活支援施設運営管理事業	配偶者のいない女子、またはこれに準ずる事情のある女子、及びその者が養育する児童を入所させ保護する。
	継	1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭、父子家庭及び寡婦等に対して、低金利または無利子で各種資金を貸し付け、母子家庭、父子家庭及び寡婦の生活の安定と経済的自立を助け、あわせて児童の健やかな成長を図る。
	継	1	山形学園運営管理	児童養護施設「山形学園」の管理運営
	継	6	こどもショートステイ事業	保護者が疾病等の社会的事由により、家庭において一時的に児童の扶養ができない場合、児童を一定期間児童福祉施設等で養育・保護するためにショートステイ、トワイライトステイ事業を実施。
	継	1	児童手当給付事業	中学3年生までの子を養育している者に対し、児童手当を支給する。
	継	1	児童扶養手当給付事業	母子父子家庭等で18歳までの児童（一定の障害状態にある児童の場合は20歳未満）を養育している者に対して手当を支給する。
	継	1	健やか教育手当給付事業	母子父子家庭等で小・中学生の児童を養育している者に対して手当を支給する。
	継	1	こども医療給付事業	中学生以下のこどもに対する医療費の軽減を図る。
	継	1	親子健やか医療給付事業	両親もしくは父母の一方のいない家庭において、18歳以下の児童及びその児童を養育している者の医療費の軽減を図る。
観光戦略課	継	5	古竜湖キャンプ場整備	維持・管理業務（自然を通じ、親子の触れ合いの場としてのキャンプ場を整備する。）
農政課	継	3	農業資料集「さなえ・みのるの山形市農業たんけん隊」及び農産物マップの配付	小学生から広く山形市の農業を理解してもらうために、3年生に社会科の参考資料として配付している。 ・令和3年度作成予定 農業資料集 2,300部 農産物マップ 125枚
森林整備課	継	3	緑の少年団育成事業	明るく住み良い緑に恵まれた郷土の自然に親しみ、少年達の健康で心豊かな人間性の向上を図る。 対 象：市内の4小学校 活動内容：野外学習（自然観察等） 体験学習（花の寄せ植え等）
	継	3	中学校への市産材の普及啓発事業	木材利用と森林整備の関係や間伐の必要性を理解してもらうことを目的とし、山形市産間伐材を使用した杉板材を中学校へ技術家庭・図工の授業で使用する教材として提供する。 対 象：市内中学校 16校
	新	1	幼児への積木贈呈事業	1歳6か月健診時に、幼児に市産材を使った積み木を贈呈し、幼児期から木に触れ、木に対する親しみや自然を大切にすることを育む木育の推進を図る。

課（施設）名	新・継	領域	事業名	事業内容
地方卸売市場	継	3	市場（流通機能）の理解を深める事業	学校教育のカリキュラムと連携しながら、主に小学校の児童及び高校の生徒に対して、流通機能学習の場を提供する。
公園緑地課	継	2	草花の種子の配布	緑化運動の推進のため、保育園、小学校等に草花の種子を配布する。
消防本部 予防課	継	5	親子防災学習会	市内小学生対象の親子に、山形市市民防災センターの各体験施設（応急手当・地震・消火・煙・119番通報・消防士なりきり）を活用した防災学習を主に実施する。 対 象：市内小学生 実施日：令和3年8月21日（土） 場 所：山形市市民防災センター
	継	2	防火ポスター作製・展示	少年消防クラブ員に夏休み期間前に防火ポスター作製を依頼、完成した防火ポスターをイオンモール山形南店に展示する。 ※中止
	継	5	少年消防クラブ防災学習会	市内の少年消防クラブ員に、山形市市民防災センターの防災学習や様々な体験学習を実施し、防火思想を広める。 対 象：少年消防クラブ 実施日：令和3年8月28日（土） 場 所：山形市市民防災センター
	継	5	ガールスカウト防災学習会	ガールスカウト員に、山形市市民防災センターの防災学習や様々な体験学習を実施し、防火思想を広める。 対 象：ガールスカウト山形県連盟員 実施日：令和4年3月 場 所：山形市市民防災センター
上下水道部 経営企画課	継	2	夏休み親子下水道教室 ※中止	下水道の役割について理解を深めるとともに、自然の恵みについて子供と保護者が一緒になって体験し学習する。 実施日：夏休み期間中 場 所：山形浄化センター（天童市大字大町字西原1915） 共 催：（公財）山形県建設技術センター／上山市／天童市／山辺町／中山町
学校教育課	継	6	第19回短期交換留学事業 ※中止	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により中止。再開の時期はスワンヒル市事務局と協議の上決定する。
	継	6	子ども科学教室の開催	学校の休業日に合わせ、山形市総合学習センターにおいて児童生徒対象の「おもしろ実験教室」を山形大学フレンドシップ事業との共催により実施する。
	継	7	不登校児童生徒対策事業	不登校生への対応及び未然防止のために、校内外における研修会を行うとともに、山形市総合学習センター不登校児童生徒適応指導教室へ通学する児童生徒を支援する。 また、スクールソーシャルワーカー・コーディネーター及びスクールソーシャルワーカーを教育委員会、学校に配置し、教育体制を整備する。
	継	3	魅力ある学校づくり推進事業	各学校が地域に開かれた学校づくりを推進し、地域と協力して子どもたちの体験活動や授業などの様々な教育活動を展開する取り組みを支援する。
	継	2	中2・はたらく体験推進事業	学校・地域・企業と連携・協力しながら、市立中学校2年生の職場体験学習を推進する体制を整備する。
	継	5	競技スポーツ指導者養成事業	各種スポーツの振興と競技力向上の推進を図るため、指導者講習会を実施し、その資質を高める。
	継	5	小学校陸上・水泳記録会・ボール運動交歓大会	技術向上とスポーツ愛好の精神、スポーツマナーの育成を推進する。
	継	5	小学校スポーツ教室	市内を11ブロックに分け、技術の向上と、スポーツ活動を通じて体力増進を図る。 種 目：水泳、ラグビー、バスケットボール、陸上、スケート ほか

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容
学校教育課	継	5	小学生スキー教室推進	小学校のスキー教室を推進、奨励する。 対象児童：3学年以上の児童 8,408人
	継	5	いのちの教育推進事業	1 「いのちの教育推進懇談会」による今後の具体的な対策、実践に向けての検討 2 いのちの教育(性教育)研修会の開催 3 安全主任研修会
社会教育 青少年課	継	2	成人の祝賀式	本市の二十歳になる成人が成人の祝賀式に参加することにより、大人に達したことの自覚を促し、また、市全体で自ら成長しようとする青年を祝い励ます。 令和4年1月9日(日)に開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大が続いており、収束の見通しが立たないことから、令和4年4月30日(土)に延期して開催する。
	継	2・5	山形市放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室などを活用し、子どもの安全安心な活動拠点(居場所)を設けるとともに、学ぶ意欲のある子どもたちに対して学習機会を提供し、子どもたちの健やかな成長を促す。 第一小学校、東小学校、大曾根小学校で実施。
	継	8	青少年問題協議会運営事業	青少年の指導・育成・保護及び矯正に関する施策について協議し、関係行政機関に対し意見の具申を行う。 ・委員：27名 (構成)会長：市長 副会長：2名(教育長・民間) 市議会：3名 行政機関：10名 民間：11名 ・事業開始：昭和34年 ・根拠法令等：地方青少年問題協議会法 山形市青少年問題協議会設置条例
	継	8	青少年健全育成講演会開催事業	これからの社会を担う青少年の健全育成を推進するため、市民全体の意識高揚を図ることを目的とし開催する。
	継	2	地区青少年健全育成連絡協議会活動奨励事業	地区内の青少年関係機関、団体及び関係者等で組織される、連絡協議会等(小学校区単位で現在34団体)に対し、活動奨励金を交付し、地域総ぐるみの青少年健全育成活動を促進する。
	継	2	青少年育成推進員設置事業	地域における青少年健全育成活動を組織的、継続的に実践するため、適任者60名(各小学校区毎に1~2名)を委嘱し、活動の推進を図る。 任期：令和2年6月から2年間。
	継	2	青少年育成団体への支援事業	自主的活動を行う青少年育成関係団体を財政的に支援し、青少年の育成を図る。 合計：5団体
	継	2	青少年市民運動促進事業	青少年の健全育成市民運動を展開する「山形市青少年育成市民会議」の活動を促進する。
	継	6	青少年海外協力隊支援事業	海外で活躍する予定の本市出身の協力隊員への出発前の激励など。
	継	5	子ども安全情報配信システム	登下校時の児童生徒の安全確保に努めるため、携帯電話等を通して、保護者等の登録者に不審者情報を配信する。 令和2年度末登録者数：4,524人
	継	2・5	「子ども見守り隊」市民運動推進事業	市内小学校学区の青少年健全育成連絡協議会を中心に、「子ども見守り隊」の腕章及び自動車貼付用ステッカーを使用した地域活動を支援し、子どもに対する不審者等の被害を未然に防止すると共に、地域における「子どもを見守り」機運と、青少年健全育成の意識高揚を図る。
	継	1	「夏休み生活標語」事業	中学生の夏休み生活標語の入選作を表彰するとともに、優秀作品をポスターにし、各学校及び関連施設へ掲示して規律正しい生活を呼びかける。
	継	7	街頭指導活動	市内繁華街を中心に、閉庁日を除く毎日、午前・午後・夕刻・夜間に分け、青少年の非行防止を目的として街頭指導を実施する。 学校長期休業期間中においては、地区街頭指導活動を促進する。

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容
社会教育 青少年課	継	7	少年相談活動	電話、面接及び電子メールによる少年相談窓口を開設し、多様化する青少年の相談に対処する。
	継	7	青少年指導センター運営協議会運営事業	青少年指導センターの公正かつ適切な運営に関する事項を協議する。 委員数：17名
	継	8	「大人が変われば子どもも変わる」県民運動の推進	関係機関・団体との連携の下、各種事業を展開することにより、この運動を総合的に実践・推進する。
	継	8	「やまがたの青少年」発行事業	青少年の実態と当市行政施策についての冊子を編集・発行し、市公式ホームページに掲載・周知する。 年1回発行
	継	6	ネット安全パトロール事業	インターネット、モバイルサイト等のネットパトロールを実施し、県内の児童・生徒のインターネット上の掲示板等への書き込みを検索・閲覧しながら、状況等によっては学校等へ職員を通して連絡するなど、インターネット内の安全パトロールを実施する。
スポーツ 振興課	継	3	小学校スポーツ指導者の養成	指導者の確保・養成並びに指導力の充実に努める。 対 象：水泳他
	継	5	ジュニアスポーツの育成	ジュニアスポーツクラブ等の健全育成と、スポーツ愛好の精神を増進し、少年スポーツ活動を通じて体力増進を図る。 対 象：アイスホッケー、スピードスケート、ラグビー、水球、レスリング、ボクシング
	継	5	中学校運動部の強化推進	競技力の向上と各種競技の普及育成を図るとともに各種スポーツの振興と競技力向上の推進を図るため、指導者講習会を実施し、その資質を高める。 スポーツ教室、運動部指定強化、運動部育成、駅伝強化事業 等
	継	5	スポーツ少年団育成強化	スポーツ少年団を指定強化し、スポーツ少年団活動の活性化を促す。 対 象：市内24スポーツ少年団
	継	5	山形市スポーツ少年団総合大会	対 象：市スポーツ少年団登録者 種 目：8種目 約2,500人 (軟式野球、バレーボール、サッカー、ミニバスケットボール、柔道、剣道、空手、スキー)
	継	5	子ども会球技大会	技術の向上と各子ども会相互の親睦を図る。 参加チーム：35チーム
	継	5	運動部活動地域連携促進	地域人材を活用し、中学校運動部活動の活性化を図る。 50人(中学校運動部外部指導者)
少年自然の家	継	2	第23回 わんぱく サマーキャンプ	キャンプや自然体験活動を通して、自然の素晴らしさを実感するとともに、友達と協力することの大切さを感じ取る。 募 集：小4～中3・10名程度ずつ 実施日：令和3年7月24日(土)・25日(日) 2回
	継	2	第28回 わんぱく ウィンターキャンプ	冬の自然体験を通して、自然の雄大さ・協力することの大切さを実感するとともに、門松作り等を体験し、伝統文化に触れる。 募 集：小4～中2・20名程度 実施日：令和3年12月18日(土)～19日(日) 年1回
	継	2	第35期 自然の家少年団 (通年参加)	年間7回の宿泊活動等を通し、心身豊かな、自然を愛する子どもを育成する。 募 集：小学4年生・40名程度
	継	2	森の昆虫見つけ隊	昆虫採集・標本作りを通して、豊かな自然環境に対する認識を深める。 募 集：小3～中学生の親子 10組20名程度 実施日：令和3年7月30日(金) 令和3年7月31日(土) 令和3年8月1日(日) 年3回
	継	1	自然の家 秋祭り	市民に広く施設を開放し、野外活動や文化活動などの機会と場を提供し、自然環境保全について考える契機を設ける。 募 集：一般市民200名程度 実施日：令和3年9月5日(日) 年1回

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容
少年自然の家	継	1	わくわくキッズキャンプ	自然体験活動を通して、自然の素晴らしさ体感するとともに、初めて会う職員や友達と交流する楽しさを味わう。 募集：小3・4年20名程度 実施日：令和3年6月19日(土) 令和3年6月26日(土) 令和4年2月5日(土)～6日(日) 年3回
	継	1	プラネタリウム一般公開	プラネタリウム体験を通して星空への興味や関心を高める。 募集：一般市民10家族程度 実施日：令和3年6月5日(日) 令和3年9月5日(日) 令和3年10月23日(日) 年3回
	継	1	親子そば打ち道場	親子での体験を通して、自然の家の役割についての理解を深め、自然に親しむ契機とする。 募集：中学3年までの親子15組程度 実施日：令和3年10月30日(土) 年1回
	継	2	親子ふれあいハイキング	親子での自然散策や調理などのふれあいを通して自然の豊かさを体感するとともに、親子でのふれあいの機会をつくる。 募集：小1・2年の親子10組程度 実施日：令和3年5月29日(土) 令和3年6月6日(日) 年2回
図書館	継	1	絵本とあそぼう	絵本の読み聞かせ・わらべうた・紙芝居他 対象：2～4歳(毎週木曜日) 11:15～11:45 0～2歳(毎週木曜日) 10:30～11:00
	継	1	おはなしの広場	絵本の読み聞かせ・紙芝居上演・本の紹介 対象：幼児・小学生(毎月1回 日曜日)
	継	1	べにっこおはなしのひろば ※中止	絵本の読み聞かせ(於：べにっこひろば) 対象：幼児・小学生(毎月1回 日曜日 6～3月開催)
	継	1	おはなし会 ～耳からきく読書～	世界の様々な国の昔話や物語を耳で聞いて楽しむ 対象：小学生(毎月1回 土曜日)
	継	1	絵本とわらべうたのひろば～春・夏・秋・冬～	絵本の読み聞かせ・わらべうた・紙芝居他 対象：2～4歳(年4回(7月、10月、12月、3月))
	継	1・2	市民講座「野菜づくりのコツと裏ワザ」	家庭菜園講習会(座学) 対象：一般 実施日：7月25日(土)
	新	1	市民講座「江戸の山形名所を歩く」	古文書の観光案内をもとに町を歩く 対象：一般 実施日：7月18日(土)
	継	1	よのなか科①	藤原和博氏(教育改革実践家)が提唱するワークショップ 対象：小学生から一般 実施日：検討中
	継	1	市民講座「絵本の選び方」 ※中止	絵本の読み聞かせの方法を実践形式で学ぶ 対象：地域や学校で絵本の読み聞かせを行っている方やこれから始める方など 実施日：6月6日(土)
	継	1	小荷駄のみどり出版文化賞受賞記念講演 ※中止	「小荷駄のみどりから・・・」と共催で行う講演会 対象：一般 実施日：6月20日(土)
	継	2	折り紙教室	おりがみの講習会 対象：小学生から一般 実施日：8月29日(土)・11月7日(土)
	継	3	感想文お助け講座	夏休みの宿題 読書感想文の書き方を学ぶ講習会 対象：小学生とその保護者 実施日：8月4日(火)・5日(水)・9日(日)・11日(火)
継	1	ピエロのノームさんとあそぼう! ※中止	対象：幼児・小学生 実施日：7月25日(土)	

課(施設)名	新・継	領域	事業名	事業内容
図書館	継	1	平和都市宣言事業 「平和の尊さを語り 継ぐ講演会」 ※中止	対 象：中学生から一般 実施日：8月2日(日)
	継	1	自由研究相談会 ※中止	夏休みの宿題 自由研究についての相談会 対 象：小学生とその保護者 実施日：8月5日(水)
	継	1	学校図書整理員研修 会 ※中止	学校図書整理員の資質の向上を図る。 対 象：小・中学校図書整理員 実施日：8月7日(金)
	継	1	図書館 de きもだめし ※中止	怪談作家黒木あるじ氏を迎えての怪談おはなし会 対 象：小学生とその保護者 実施日：8月7日(金)
	継	1	夏休み講座「食物連鎖 って何？ 鷹匠の 狩りを体験する！」 ※中止	鷹匠の狩りを体験するワークショップ 対 象：小学生とその保護者 実施日：8月15日(土)
	継	1	U39短歌コンクール 挑戦講座 ※中止	一般青年層を対象にした短歌講習会 対 象：一般 実施日：8月22日(土)
	継	1	コミュニケーション 力講座(前年度 延 期分)	人間関係を豊かにする方法を学ぶ講習会 対 象：一般 実施日：10月31日(土)
	継	1	バルーンアートでた のしもう ※中止	バルーンアートの講習会 対 象：幼児・小学生 実施日：9月26日(土)
	新	1 ・ 2	後藤好邦・伊藤順哉 トークライブ	新しい働き方を考えるワークショップ 対 象：一般 実施日：検討中
	継	1 ・ 2	紙芝居のはじまりは じまり	紙芝居上演 対 象：幼児から一般 実施日：10月17日(土)
	新	1	いわむらかずお講演 会&サイン会 ※中止	絵本作家いわむらかずお氏の講演会 対 象：幼児・小学生とその保護者 実施日：11月7日(土)
	継	1 ・ 2	布おもちゃであそぼ う ※中止	布で作った手作りのおもちゃであそぶ 対 象：幼児 実施日：11月29日(日)
	新	1	夜の図書館 ～サンタさんのお手 伝い大作戦～	東北芸術工科大学コミュニティデザイン学科がプロデュースする夜の図書館 を楽しむイベント。プレゼント選びに困っているサンタさんをくつしたの飾り 付けと、本のプレゼントカードの作成でお手伝いするワークショップ。 対象：小学生以下の親子連れ 実施日：12月4日(金)
	継	1	キラキラクリスマス コンサート ※中止	クリスマスにちなんだ音楽の演奏を楽しむ 対 象：幼児から一般 実施日：12月5日(土)
	継	1 ・ 2	とんとんの楽しい人 形劇	親子映画上映会 対 象：一般 実施日：令和3年1月30日(土)
継	1 ・ 2	市民講座・伊藤博美 氏講演会	温泉ソムリエ伊藤博美氏講演会(小荷駄のみどり共催) 対 象：一般 実施日：10月3日(土)	
継	1	コミュニケーション 力講座 ※中止	人間関係を豊かにする方法を学ぶ講習会 対 象：一般 実施日：2月20日(土)、2月27日(土)	

課（施設）名	新・継	領域	事業名	事業内容
図書館	継	1	市民の出版物展記念講座	内容 未定 対 象：一般 実施日：令和3年2月20日（土）
	継	1 ・ 2	市民講座・中井川茂敏氏講演会 ※中止	元モンテディオGM中井川茂敏氏講演会（小荷駄のみどり共催） 対 象：一般 実施日：3月6日（土）
	継	6	特集号及び職業に関する本のコーナー設置	定期的に文学受賞作品等のコーナーや中・高校生向けに「職業」に関する本のコーナーを館内に設置
学校給食センター	継	1	栄養指導	管理栄養士による各学校の児童・生徒及び保護者への栄養指導。
選挙管理委員会	継	1	新成人への選挙啓発	新成人の投票参加意識を高め、明るい選挙の推進を図るため、投票参加を誓い記念撮影してもらおうと共に選挙啓発資料・資材を成人の祝賀式会場にて配布する。
	継	2	選挙啓発ポスター募集	選挙に対する興味・関心を高めるため、市内の小学校、中学校及び高等学校の児童・生徒に選挙啓発ポスターを募集し、入賞者の表彰式、入賞作品の展示会を実施する。
	継	2	選挙資材の貸出	選挙に対する興味関心を高めるため、市内の小学校、中学校及び高等学校等を対象に選挙器材（投票箱・記載台等）の貸出しを行う。
	継	2	選挙啓発出前講座	まもなく選挙権を有することとなる、または有して間もない生徒・学生に選挙の仕組みや投票の大切さを学習してもらおうと共に模擬投票の体験を通じて、若い世代の投票意識の向上を図る。
	継	2	社会科授業資料提供	市内の小学校6年生、中学校3年生の社会科等の授業のために、山形市の選挙時の写真や、選挙に関する資料を配布することにより、選挙を身近なものに感じてもらう。

7 青少年育成組織

(1) 山形市青少年育成推進員

(任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日)

No	氏名	選出地区
1	鈴木 康彦	第一地区
2	岡野 守昭	第二地区
3	細井 勝義	第二地区
4	井上 次郎	第三地区
5	伊藤 義一	第三地区
6	柴田 一夫	第四地区
7	有川 富二子	第五地区
8	玉ノ井 一	第五地区
9	長谷川 博明	第六地区
10	手塚 秀雄	第六地区
11	山田 重孝	第七地区
12	三井寺 浩樹	第七地区
13	山口 四郎	第八地区
14	豊田 成利	第八地区
15	鈴木 芳子	第九地区
16	阿部 千春	第九地区
17	海藤 明	第十地区
18	菅野 直人	第十地区
19	岡崎 良一	宮浦地区
20	坂野 領	宮浦地区
21	岡崎 和広	南小地区
22	神保 敬子	南小地区
23	古瀬 仁行	東小地区
24	鈴木 和子	東小地区
25	古澤 修	西小地区
26	有海 富美恵	西小地区
27	高橋 健一	鈴川地区
28	佐藤 三千子	鈴川地区
29	金内 敏雄	千歳地区
30	会田 庄二	千歳地区

No	氏名	選出地区
31	細谷 幸次郎	金井地区
32	栗原 忠	金井地区
33	恵山 孔善	大郷地区
34	松本 幹雄	明治地区
35	武田 直子	出羽地区
36	後藤 敏廣	出羽地区
37	長澤 良宏	楯山地区
38	遠藤 明	高瀬地区
39	相田 英順	山寺地区
40	石沢 孝浩	東沢地区
41	沼澤 義夫	滝山地区
42	鈴木 幹雄	滝山地区
43	柴田 佳子	南沼原地区
44	五十嵐 政三	南沼原地区
45	佐藤 博夫	桜田地区
46	柿崎 裕	桜田地区
47	遠藤 友子	蔵王第一地区
48	伊藤 康則	蔵王第一地区
49	齊藤 豊	蔵王第二地区
50	斉藤 慎爾	蔵王第三地区
51	高橋 豊	南山形地区
52	設楽 信一	南山形地区
53	伊藤 淳一	みはらしの丘小地区
54	小林 正治	みはらしの丘小地区
55	武田 佐雄	本沢地区
56	伊藤 潤二	西山形地区
57	今野 昭一	村木沢地区
58	秋葉 栄法	大曾根地区
59	三部 市則	全市
60	岩田 博之	全市

令和3年6月現在

(敬称略)

(2) 各地区青少年健全育成連絡協議会

(令和3年9月現在)

No	団 体 名	代表者氏名	結成年月日
1	第一地区青少年健全育成連絡協議会	武 田 信 博	平成15年 6月20日
2	第二地区青少年健全育成連絡協議会	加 藤 秀 樹	昭和46年 7月17日
3	第三地区青少年健全育成連絡協議会	太 田 貞 雄	昭和50年 9月 1日
4	第四地区青少年健全育成連絡協議会	柴 田 一 夫	昭和63年 8月19日
5	第五地区青少年健全育成連絡協議会	玉ノ井 一	昭和54年 7月14日
6	第六地区青少年健全育成協議会	長 谷 川 博 明	昭和38年 4月 1日
7	第七地区青少年健全育成協議会	山 田 重 孝	昭和55年 4月 1日
8	第八地区うめばち青少年育成会	山 口 四 郎	昭和52年 6月 1日
9	第九地区青少年健全育成連絡協議会	鈴 木 芳 子	平成21年 5月31日
10	第十地区青少年健全育成連絡協議会	菅 野 直 人	昭和56年 7月 1日
11	南学区青少年健全育成協議会	山 本 元	昭和58年 7月17日
12	東小学区青少年健全育成連絡協議会	渡 部 良 勝	昭和58年 3月 1日
13	鈴川地区青少年健全育成連絡協議会	高 橋 健 一	昭和51年12月11日
14	千歳青少年健全育成推進連絡協議会	金 内 敏 雄	平成 4年12月12日
15	金井地区青少年健全育成連絡協議会	細 谷 幸次郎	昭和42年 8月 7日
16	大郷地区青少年健全育成連絡協議会	恵 山 孔 善	平成19年 6月27日
17	明治地区青少年健全育成協議会	野 口 國 夫	平成 2年 4月 1日
18	出羽地区青少年健全育成連絡協議会	後 藤 敏 廣	平成 2年 4月 1日
19	山寺地区青少年健全育成連絡協議会	相 田 英 順	平成12年 4月 1日
20	東沢地区青少年健全育成連絡協議会	黒 木 誠 司	昭和55年 4月 1日
21	滝山学区青少年健全育成連絡協議会	沼 澤 義 夫	昭和55年 7月17日
22	桜田学区青少年健全育成連絡協議会	多 田 裕 昭	平成 6年 6月26日
23	南沼原地区青少年育成協議会	高 橋 伸 治	平成元年 5月20日
24	宮浦学区青少年指導健全育成連絡協議会	岡 崎 智 孝	平成10年 2月21日
25	蔵王第一学区青少年健全育成連絡協議会	河 内 勇	昭和57年 2月19日
26	蔵王第二学区青少年健全育成連絡協議会	齊 藤 豊	昭和57年 2月19日
27	蔵王第三学区青少年健全育成連絡協議会	伊 藤 八右衛門	昭和57年 2月19日
28	南山形地区青少年健全育成協議会	高 橋 長 治	平成25年 6月12日
29	本沢地区青少年健全育成連絡協議会	武 田 佐 雄	昭和41年 6月 8日
30	西山形地区青少年健全育成連絡協議会	宮 部 保 夫	平成 4年 1月25日
31	村木沢青少年健全育成連絡協議会	渡 辺 寿 保	平成13年 7月17日
32	大曾根地区青少年健全育成連絡協議会	星 野 春 樹	昭和62年 4月 1日
33	楯山学区青少年健全育成連絡協議会	長 澤 良 宏	平成23年 7月15日
34	高瀬地区青少年健全育成連絡協議会	奥 山 勉	平成25年 7月30日

(敬称略)

第 3 章 青少年指導センター

1 青少年指導センターの概要

- 名 称 山形市青少年指導センター
- 所 在 地 山形市旅籠町二丁目3番25号
- 設 置 運 営 主 体 山形市教育委員会
- 主 管 部 局 山形市教育委員会社会教育青少年課
- 設 置 年 月 日 昭和39年4月22日（平成13年4月1日教育委員会設置）

青少年指導センターは、少年の非行防止について関係のある機関・団体・民間有志の参加を得て少年の非行防止活動をより効果的に実践するための合同活動の拠点である。

少年非行防止のための関係機関の活動には相互に関連するものが多く、例えば、警察官は犯罪の予防という責務からぐ犯・不良行為少年の街頭指導を行い、学校教職員も生徒指導の立場から同様に街頭に出て生徒の不良行為の発見と指導に注意を払っており、また、児童委員も児童福祉の立場から要保護少年の発見にあたっている。

このように、少年を対象とする機関の活動は多岐にわたり、また、その方法は若干異なるにしても、少年の非行防止を図るという点においては同一である。

このような点に着目し、非行防止に関する総合的な実践活動を推進するための拠点として、青少年指導センターが設置されている。

(1) 青少年指導センターの業務活動

青少年指導センターの主な業務活動は、ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動を効果的に行うことである。

① ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導

誰でも最初から犯罪少年ではないのであって、不良行為が繰り返されるうちに犯罪行為となって表面化する場合が多い。この不良行為の時期のうちに適切な指導を行うならば、罪を犯す少年が減ることは明らかである。このための活動をぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動と呼び、青少年指導センターで行う最も大きな業務である。この実施方法には、街頭指導活動と少年相談活動がある。

ア 街頭指導活動

街頭指導活動は、ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導のため重要な活動である。街頭指導を推進するにあたって望ましいことは、この活動を単に関係機関のみで実施するのではなく、地域社会の積極的な協力を得てすることである。すなわち、青少年指導センターの街頭指導活動に地域団体や民間有志の参加を含め、街頭指導の層を厚くするとともに、これらの協力者を通じて家庭・学校・職場・その他の地域社会の関心を高めることができれば大きな成果が期待

されるのである。街頭指導活動は、次のような方法で行われている。

- 指導委員が実施計画に基づき、組織的・計画的に繁華街等、不良行為が行われやすい場所を巡回し、早期にぐ犯・不良行為少年を発見し、指導にあたる。
- 指導委員が自分の住んでいる地域内において、日常生活を通じ地域内の子どもの行動に絶えず注意を払い、ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導にあたる。

イ 少年相談

当センターの少年相談は、月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）の午後1時から5時まで、電話相談及び面談による相談を受けている。また電子メールでの相談（24時間受付）も行っている。

少年相談は、少年本人及び保護者が抱えている悩みや問題等の解決の一助となるとともに、ぐ犯・不良行為の少年が関わっていた場合の早期発見・早期指導をするための重要な活動の一つである。

相談を行う法的機関としては、児童相談所をはじめとして、福祉事務所、県教育センター、市総合学習センターがある。また、相談機関としては、家庭裁判所、法務局、警察のサポートセンター・少年相談所等がある。

② 関係機関等との連携

「街頭指導」や「少年相談」を通して関わった少年への助言・指導はもとより、その状況や必要に応じて、家庭や学校への連絡、児童相談所や福祉事務所、警察、支援施設等への情報提供を行っており、市役所内においても関係各課との情報共有化を図るなど、関係機関等と連携しながら、慎重かつ適切な対応に努めている。

③ 資料の整備と活用

ぐ犯・不良行為少年の早期発見・早期指導活動を一層合理的に進めるために、必要に応じて、下記資料の整備・活用を図りながら実施する。

- 街頭指導日誌
- 少年指導票
- 継続指導簿
- 相談受理簿

(2) 青少年指導センターの沿革

昭和39年 4月	山形市青少年指導センター設置要綱の制定。 厚生部社会課主管。
昭和39年 5月	山形市青少年指導センター運営協議会設置。
昭和39年 7月	山形市十日町一丁目1番31号（歌懸稲荷神社境内、山形市消防団第一分団第三部内）に設置。
昭和43年 6月	指導車（マツダバン800cc）配車。
昭和46年 4月	福祉事務所主管になる。
昭和49年 4月	福祉事務所厚生課主管になる。
昭和53年 4月	センター移転。山形市緑町一丁目1番21号（自治会館、厚生会館内）
昭和55年 5月	山形市青少年指導センターの運営等に関する規則公布。
昭和56年 5月	センター移転。山形市旅籠町二丁目3番25号（市役所内）
昭和58年 6月	創立20周年記念式典開催。（市民会館）
昭和62年 4月	福祉部婦人青少年課主管になる。 少年相談（面接）開始。
昭和62年 6月	少年電話相談開始。
平成 5年 6月	創立30周年記念式典開催。（中央公民館）
平成 9年 4月	市民生活部女性青少年課主管。
平成13年 4月	市長部局から教育委員会へ移管される。 教育委員会青少年課主管。
平成15年11月	創立40周年記念式典開催。（山形テルサ）
平成16年 4月	センター分室を山形市七日町三丁目1番9号（三浦記念館1階）に設置。 少年相談室及び街頭指導協力者（指導委員）の集合場所とした。
平成16年 7月	中央指導委員の設置。
平成17年10月	東北地区青少年補導センター連絡協議会定期総会及び第20回定期研修会「山形大会」開催。（ホテルキャッスル）
平成19年 3月	三浦記念館の解体に伴いセンター分室の廃止。
平成19年10月	少年メール相談開始。
平成21年 5月	国の緊急雇用創出事業により指導員3名を配置し、新興市街地（嶋・吉原地区等）を中心に街頭指導を行う。（～平成23年3月）
平成23年11月	全国青少年補導センター連絡協議会定期大会「山形大会」開催。（山形テルサ）
平成24年 4月	国の緊急雇用創出事業により臨時職員1名を配置し、ネット安全パトロールの開始。
平成25年 4月	組織変更により、教育委員会社会教育課と統合、教育委員会社会教育青少年課主管。
平成25年10月	創立50周年記念式典開催。（山形国際ホテル）
平成30年10月	東北地区青少年補導センター連絡協議会定期総会及び第33回定期研修会「山形大会」開催。（山形国際ホテル）

2 青少年指導センターの組織

(1) 青少年指導センター運営協議会

運営協議会は、青少年指導センターの活動を円滑適正に推進するため設置するもので、委員には山形保護観察所・県福祉相談センター・山形警察署・小学校長・中学校長・高等学校長・民生委員児童委員・主任児童委員・保護司・PTA等の代表者等が選任されている。

運営協議会は例年2回開催し、街頭指導や少年相談、その他青少年の健全育成に関する青少年指導センター業務の具体的な実施計画を協議している。

○委員数 17人

○任期 2年(令和2年6月1日～令和4年5月31日)

(2) 指導委員

指導委員は、教育委員会から委嘱を受け、運営協議会で協議した実施計画に基づき、組織的計画的に区域内全般の繁華街、駅、公園、遊戯場など不良行為の行われやすい場所を巡回し指導活動に従事するとともに、少年相談活動・環境浄化活動に従事することになっている。指導委員には民生委員児童委員・主任児童委員・保護司・青少年育成推進員・小中高教職員・小中PTA役員等が委嘱を受けている。

○委員数 889人(令和3年7月31日現在)

○任期 3年(令和2年6月1日～令和5年5月31日)

○委員の内訳 (令和3年7月31日現在)

所 属 等	人 員	所 属 等	人 員
民生委員児童委員	430	村山地区高等学校教員	39
主任児童委員	57	中学校教職員	41
山形地区保護司	107	小学校教職員	36
青少年育成推進員	53	中学校PTA	33
経 験 者	57	小学校PTA	36
		計	889

○街頭指導の実施時間帯 午前 10:00～12:00 午後 14:30～16:30

夕刻 16:00～18:00 夜間 18:00～20:00

○指導委員の任務分けについて

平成16年7月からの試行期間を経て、平成17年3月から、指導委員を中央指導委員と地区指導委員とに任務分けを行っている。

中央指導委員(328人)は、全ての指導委員のうち、指導委員連絡会地区会長より推薦されたもので構成され、青少年指導センターが計画する市内繁華街等の街頭指導に従事している。この街頭指導の年間従事回数は約4回であり、指導力の向上が図られている。

中央指導委員以外の指導委員は地区指導委員とし、地区主導の街頭指導に、中央指導委員とともに従事している。

(3) 少年相談員

少年相談業務をより効果的に行うために少年相談員を置いており、少年相談員は教育委員会から委嘱を受けている。

○少年相談員数 8名（令和3年7月31日現在）

○任 期 3年（令和2年6月1日～令和5年5月31日）

(4) 青少年指導センター指導委員連絡会

指導委員連絡会は、指導委員によって組織された会であり、青少年の非行防止の現状と防止対策についての情報を交換し、関係機関、団体と相互に連絡を密にし、広報活動や会員の研修等を行い、指導活動の推進を図っている。

(5) 地区指導委員会

指導委員は、小学校通学区域の34地区で各地区指導委員会を組織し、地区ごとに独自の活動を行っている。

(6) 職員

所 長 1人（社会教育青少年課長兼務）

副 所 長 1人（社会教育青少年課長補佐兼務）

職 員 3人（社会教育青少年課職員兼務）

嘱託職員 2人（専門指導員）

3 青少年指導センター運営協議会委員

(任期：令和2年6月1日～令和4年5月31日)

役職名	氏 名	所 属 ・ 職 名
委 員	馬 場 剛	山形保護観察所 統括保護観察官
委 員	中 島 貴 史	山形県福祉相談センター 地域指導課長(兼) 児童福祉司
委 員	近 埜 淳 也	山形警察署 生活安全課長
委 員	沼 澤 義 夫	山形市青少年指導センター指導委員連絡会 会長
委 員	松 田 幸 子	山形市青少年指導センター指導委員連絡会 理事
委 員	佐 藤 博 之	山形市子ども会育成連合会 会長
委 員	長 瀬 武 久	山形市民生委員児童委員連合会副会長
委 員	竹 川 敏 雄	山形市民生委員児童委員連合会 主任児童委員研究部 部長
委 員	備 前 正 子	山形地区保護司会副会長
委 員	鈴 木 芳 子	山形市青少年育成推進員連絡協議会 監事
委 員	柴 田 佳 子	山形市青少年育成市民会議 副会長
委 員	佐 藤 清 徳	山形市P T A連合会 副会長
委 員	高 見 佳 澄	山形市P T A連合会 母親委員長
委 員	我 妻 茂 美	村山地区高等学校長会 山形中央高等学校 校長
委 員	丹 羽 英 樹	山形市中学校長会 第九中学校 校長
委 員	阿 部 健 一	山形市小学校長会 本沢小学校 校長
委 員	菅 谷 昭 則	山形市立商業高等学校 教諭

(敬称略)

4 各地区指導委員会会長

(令和3年9月現在)

No	地区	氏名
1	第一	武田信博
2	第二	加藤秀樹
3	第三	太田貞雄
4	第四	茂木賢一
5	第五	玉ノ井 一
6	第六	長谷川博明
7	第七	山田重孝
8	第八	松田幸子
9	第九	鈴木芳子
10	第十	菅野直人
11	南小	山本 元
12	東小	高橋浩三
13	鈴川	板垣敏之
14	千歳	金内敏雄
15	金井	吉田敏雄
16	大郷	恵山孔善
17	明治	佐藤博雄

No	地区	氏名
18	出羽	後藤敏廣
19	楯山	長澤良宏
20	高瀬	鏝水和善
21	山寺	相田英順
22	東沢	黒木誠司
23	滝山	沼澤義夫
24	桜田	多田裕昭
25	南沼原	横橋正美
26	宮浦	細谷ひろ子
27	蔵王一	奥山留美子
28	蔵王二	齊藤 豊
29	蔵王三	堀 秀樹
30	南山形	高橋長治
31	本沢	武田佐雄
32	西山形	阿部重隆
33	村木沢	加藤金栄
34	大曾根	佐藤清一郎

(敬称略)

5 街頭指導実施状況 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

(1) 街頭指導実施日数及び従事した指導委員延べ人数

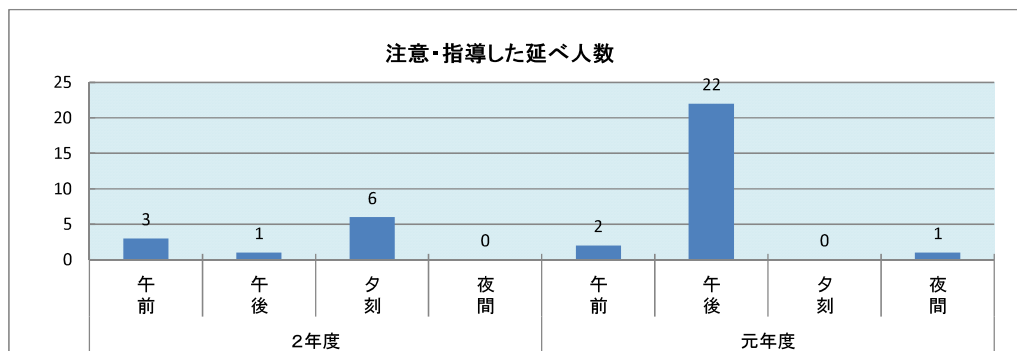
	街頭指導実施日数										従事した指導委員延べ人数					
	午前		午後		夕刻		夜間		合計		午前	午後	夕刻	夜間	合計	
	班数	日数	班数	日数	班数	日数	班数	日数	班数	日数						
2年度	4月	2	2	14	14	0	0	0	0	16	16	4	28	0	0	32
	5月	3	3	13	13	7	7	0	0	23	23	6	26	14	0	46
	6月	0	0	14	14	24	22	2	2	40	38	0	30	62	7	99
	7月	0	0	12	12	19	19	4	4	35	35	0	27	48	14	89
	8月	22	9	55	24	59	22	9	9	145	64	65	197	183	22	467
	9月	3	3	14	14	17	17	4	4	38	38	7	33	43	13	96
	10月	1	1	14	14	18	18	4	4	37	37	2	32	48	16	98
	11月	2	2	9	9	22	21	4	4	37	36	5	24	65	14	108
	12月	24	7	51	23	27	18	1	1	103	49	91	176	84	4	355
	1月	0	0	15	15	21	21	0	0	36	36	0	45	52	0	97
	2月	0	0	11	11	20	20	1	1	32	32	0	26	57	4	87
	3月	23	10	58	26	24	18	4	4	109	58	85	212	75	15	387
	計	80	37	280	189	258	203	33	33	651	462	265	856	731	109	1,961
元年度	87	53	241	135	313	195	76	57	717	440	261	765	931	246	2,203	
増減	△7	△16	39	54	△55	8	△43	△24	△66	22	4	91	△200	△137	△242	

(2) 注意・指導した延べ人数(場所別)

	デパート	コンビニ	パチンコ店	公共施設	商店・喫茶店	駅構内	遊園施設	神社境内	公園	路上	ゲーム場	カラオケ館	合計
2年度	4月												0
	5月												0
	6月								2				2
	7月												0
	8月								2				2
	9月												0
	10月												0
	11月				3								3
	12月												0
	1月												0
	2月												0
	3月										3		3
	計	0	0	0	3	0	0	0	0	4	0	3	0
元年度	0	0	0	3	0	0	0	0	2	4	16	0	25
増減	0	0	0	0	0	0	0	0	2	△4	△13	0	△15

(3) 注意・指導した延べ人数(時間帯及び学識別)

	未就学児	小学生	中学生	高校生	他学生	有職少年	無職少年	計
2年度	午前			3				3
	午後				1			1
	夕刻		2		4			6
	夜間							0
	計	0	2	3	5	0	0	10
元年度	午前		2					2
	午後		5	15	2			22
	夕刻							0
	夜間				1			1
	計	0	7	15	3	0	0	25
増減	0	△5	△12	2	0	0	△15	



(4) 声がけ延べ人数

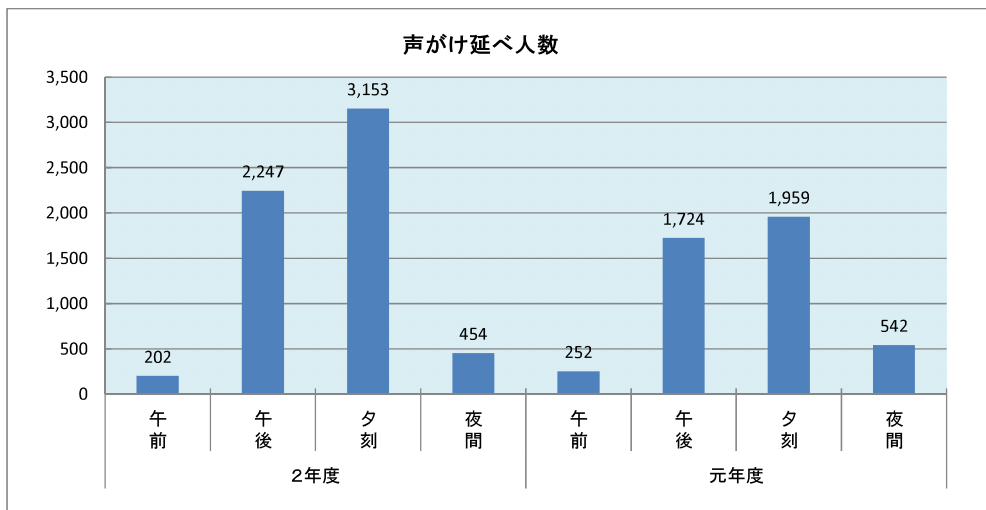
		未就学児	小学生	中学生	高校生	他学生	有職少年	無職少年	合計
2年度	4月	3	6	8	46	18			81
	5月		59	35	198	3			295
	6月		59	3	244	64			370
	7月	1	39	3	317	54			414
	8月	15	155	104	307	54			635
	9月	2	33	82	304	59	3		483
	10月		50	58	390	17	8		523
	11月	4	62	58	339	11	9		483
	12月	6	152	43	408	12	7		628
	1月		89	64	300	18			471
	2月	1	137	24	277	22			461
	3月	36	322	203	596	54		1	1,212
	計	68	1,163	685	3,726	386	27	1	6,056
元年度	69	1,307	551	2,470	51	20	9	4,477	
増減	△1	△144	134	1,256	335	7	△8	1,579	

(5) 声がけ延べ人数（時間帯及び学識別）

		未就学児	小学生	中学生	高校生	他学生	有職少年	無職少年	計
2年度	午前	16	45	74	52	15			202
	午後	33	504	342	1222	135	10	1	2,247
	夕刻	17	602	242	2067	216	9		3,153
	夜間	2	12	27	385	20	8		454
	計	68	1,163	685	3,726	386	27	1	6,056
元年度	午前	31	140	54	24	2	1		252
	午後	28	879	250	551	12	3	1	1,724
	夕刻	5	272	199	1459	22		2	1,959
	夜間	5	16	48	436	15	16	6	542
	計	69	1,307	551	2,470	51	20	9	4,477
増減	△1	△144	134	1,256	335	7	△8	1,579	

(6) 注意・指導した延べ人数（行為別）

	凶器所持	乱暴	けんか	たかり	家出	怠学	怠業	金品	金銭	婦女	不健全	飲酒	喫煙	不良交友	不良団加盟	盛り場	娯楽	夜遊び	校則違反	その他	計	
R2年度		2									2									3	3	10
R元年度																				16	9	25
増減	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	△13	△6	△15	



6 少年相談状況

(1) 電話相談状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	元年度	増減	メール	面談	計	
相談者	男			1			1	4	2	3				11	7	4	17		28	
	女		1			2	5	3				1	2	14	19	△5	26		40	
	計	0	1	1	0	2	6	7	2	3	0	1	2	25	26	△1	43	0	68	
	少年本人			1		1	1	5	2	3			2	15	13	2	27		42	
	保護者		1				4	1				1		7	7	0	6		13	
	祖父母					1	1	1						3	2	1	0		3	
	親 戚 その他													0	0	0	0		0	
計	0	1	1	0	2	6	7	2	3	0	1	2	25	26	△1	43	0	68		
対象少年	男		1	1		1	4	5	2	3				17	11	6	22		39	
	女					1	2	2				1	2	8	15	△7	16		24	
	対象外													0	0	0	5		5	
	計	0	1	1	0	2	6	7	2	3	0	1	2	25	26	△1	43	0	68	
	未就学児													0	0	0	0		0	
	小学生						1	1		1			2	5	6	△1	6		11	
	中学生		1	1		1	2						1	6	9	△3	7		13	
	高校生					1	2	2	2	2	2			9	11	△2	21		30	
	その他学生								4					4	0	4	0		4	
	有職少年													0	0	0	0		0	
	無職少年													0	0	0	0		0	
	その他 対象外						1							1	0	1	9		10	
計	0	1	1	0	2	6	7	2	3	0	1	2	25	26	△1	43	0	68		
相談内容	学校生活		1	1			1	1						4	5	△1	3		7	
	進 路					1								1	0	1	2		3	
	部 活						1							1	1	0	9		10	
	不登校											1		1	1	0	0		1	
	交友関係												1	1	1	0	2		3	
	異性関係													0	1	△1	0		0	
	性に関すること								4	1				5	2	3	2		7	
	いじめ						1			1				2	7	△5	6		8	
	家庭内暴力													0	0	0	0		0	
	虐 待													0	1	△1	2		2	
	引きこもり													0	0	0	0		0	
	携帯電話																	1		1
	家庭のこと					1	2	1		1				5	5	0	6		11	
	身体のこと						1				1			2	0	2	1		3	
	しつけ													0	0	0	0		0	
その他							1	1				1	3	2	1	9		12		
計	0	1	1	0	2	6	7	2	3	0	1	2	25	26	△1	43	0	68		

<参考>

相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	メール	面談	合計
令和2年度	0	1	1	0	2	6	7	2	3	0	1	2	25	43	0	68
令和元年度	2	2	5	4	3	1	4	0	0	1	2	2	26	51	1	78
平成30年度	0	5	3	5	4	5	4	0	1	1	0	4	32	32	1	65
平成29年度	1	1	3	0	4	4	3	7	1	1	1	3	29	48	3	80
平成28年度	2	5	5	3	2	8	0	1	0	3	3	3	35	14	1	50
平成27年度	3	1	4	10	1	6	3	2	1	5	4	8	48	6	2	56
平成26年度	0	2	9	8	7	1	0	2	5	2	1	0	37	41	6	84
平成25年度	4	1	9	6	1	2	1	5	5	1	1	4	40	40	12	92
平成24年度	2	2	1	2	5	8	2	1	0	3	0	1	27	31	1	59
平成23年度	3	2	0	1	5	8	2	3	4	2	1	1	32	43	1	76
平成22年度	1	2	5	3	4	4	1	6	3	2	1	4	36	100	4	140
平成21年度	10	7	5	4	5	7	2	1	1	0	1	2	45	107	5	157
平成20年度	6	3	1	4	6	13	4	2	0	3	0	2	44	168	1	213
平成19年度	4	6	2	2	9	5	13	4	2	1	2	1	51	29	0	80
平成18年度	3	2	2	4	5	23	18	7	4	4	2	2	76	0	0	76
平成17年度	6	6	10	15	6	7	7	6	6	2	5	1	77	0	3	80
平成16年度	6	9	11	12	9	13	7	4	7	15	9	16	118	0	1	119
平成15年度	4	12	18	13	4	9	7	9	14	3	11	13	117	0	6	123
平成14年度	7	6	7	11	17	5	7	6	7	9	5	11	98	0	16	114

(2) メール相談状況

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	元年度	増減
相談者	男	10			3	2	1			1				17	13	4
	女	4	2	1	2	3	5	2	1	1	3	2		26	38	△ 12
	計	14	2	1	5	5	6	2	1	2	3	2	0	43	51	△ 8
	少年本人	10	2		2	3	4	1		2	3			27	20	7
	保護者	1		1				2				2		6	4	2
	祖父母													0	1	△ 1
	親 戚													0	0	0
	その他	3	0	0	3	2		1	1					10	26	△ 16
計	14	2	1	5	5	6	2	1	2	3	2	0	43	51	△ 8	
対象少年	男	11		1	3	2	1		1	1		2		22	16	6
	女	3	2			1	5	1		1	3			16	35	△ 19
	対象外				2	2		1						5	0	5
	計	14	2	1	5	5	6	2	1	2	3	2	0	43	51	△ 8
	未就学児													0	0	0
	小学生				3		1				2			6	2	4
	中学生	2					3		1	1				7	4	3
	高校生	9	1	1		3	2	1		1	1	2		21	18	3
	その他学生													0	2	△ 2
	有職少年													0	0	0
	無職少年													0	0	0
	その他	3	1		2	2		1						9	25	△ 16
	対象外													0	0	0
計	14	2	1	5	5	6	2	1	2	3	2	0	43	51	△ 8	
相談内容	学校生活			1			1			1				3	8	△ 5
	進路	2												2	2	0
	部活	6									1	2		9	3	6
	不登校													0	0	0
	交友関係						1			1				2	4	△ 2
	異性関係													0	0	0
	性に関すること					1					1			2	1	1
	いじめ				3	1	1				1			6	3	3
	家庭内暴力													0	0	0
	虐待				2									2	0	2
	引きこもり													0	0	0
	携帯電話						1							1	0	1
	家庭のこと	1	1					3	1					6	4	2
	身体のこと		1											1	1	0
	しつけ													0	0	0
その他	5				2			1	1				9	25	△ 16	
計	14	2	1	5	5	6	2	1	2	3	2	0	43	51	△ 8	

<参考>

相談件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和2年度	14	2	1	5	5	6	2	1	2	3	2	0	43
令和元年度	1	2	2	3	3	5	4	2	1	2	4	22	51
平成30年度	2	0	4	5	0	8	5	6	2	0	0	0	32
平成29年度	6	5	0	0	1	1	6	11	8	4	4	2	48
平成28年度	0	0	1	1	0	3	2	3	3	0	1	0	14
平成27年度	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	1	1	6
平成26年度	8	0	1	6	5	1	1	6	1	3	7	2	41
平成25年度	1	0	2	7	1	3	6	0	8	4	7	1	40
平成24年度	1	5	4	1	3	1	2	1	4	0	6	3	31
平成23年度	3	1	1	3	2	1	0	10	11	9	0	2	43
平成22年度	7	5	11	5	10	15	4	5	12	12	9	5	100

7 少年補導の対象となる年齢や行為

項目 少年別		年 齢	対 象 となる 行為 など	法令
非 行 少 年	犯罪少年	14歳以上 20歳未満	刑法、その他特別法の罪を犯す行為 (第3条第1項第1号)	少年 法
	触法少年	14歳未満	刑罰法令に触れる行為 (第3条第1項第2号)	
	ぐ犯少年	20歳未満	○保護者の正当な監督に服さない性癖がある。 ○正当の理由がなく家庭によりつかない。 ○犯罪性のある人や不道德な人と交際したり、いかがわしい場所に入出入りする。 ○自己または他人の徳性を害する性癖がある。 上記のいずれかに該当して、将来罪を犯し又は刑罰法令に触れる恐れがある行為 (第3条第1項第3号)	
不良行為少年		20歳未満	飲酒、喫煙などの違法行為及び家出、怠学、怠業、夜遊び、金品持ち出しなどの違法行為及び自己または他人の徳性を害する行為 (第2条第6号)	少年 警察 活動 規則

資料：少年法、少年警察活動規則

※参考

《用語の意味》

- 少年 … 20歳未満の少年
- 刑法犯少年 … 刑法の罪を犯した少年
- 特別法犯少年 … 刑法犯及び道路交通法違反を除く全ての法令に違反する行為をした少年
- 触法少年 … 法令に触れる行為を行った14歳未満の少年
- ぐ犯少年 … 保護者の正当な監督に服さない性癖があるなど一定の理由があって、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をす
るおそれのある少年
- 不良行為少年 … 飲酒、喫煙、家出など自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年

付 属 資 料

青少年相談窓口					
※新型コロナウイルス感染症の影響により、受付時間が変更になっている場合があります。 詳しくは各施設へお問い合わせください。					
No.	名称	電話番号	相談内容	受付時間	実施機関
1	少年相談	631-4425	学校・家庭・友達等の悩み事に関する相談	月～金 13:00～17:00	山形市青少年指導センター
		メールでの受付 http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/ (山形市公式HPよりアクセス)		24時間受付	
2	教育相談室	645-6182	不登校、子育てに関する相談	電話・来所ともに 月～金 10:00～16:00 (受付15:30まで)	山形市総合学習センター
3	子ども電話相談	641-3636	子育て、子どもの虐待など、子どもと家庭に関する相談	月～金 8:30～17:00 (年末年始、祝日を除く)	山形市こども家庭支援課
		641-1212 (内線574・546・841)			
4	子育て支援センター	634-6253	子育てに関する悩み	月～土 8:30～17:00	山形市つばさ子育て支援センター (つばさ保育園内)
		622-5682		月～金 8:30～17:00	山形市さくら子育て支援センター (さくら保育園内)
5		674-0220		毎月第2木曜日 と元日を除く 毎日 9:00～18:00	山形市べにっこひろば子育て支援センター (べにっこひろば内)
6		674-0010		月～土 9:00～16:30	つくも保育園子育て支援センター (つくも保育園内)
7		647-4883		月～金 9:30～11:30 13:00～16:00	子育て支援センターきのみせいぶ (木の実西部こども園内)
8		689-1182		月～金 9:00～11:30 14:00～16:30	子育て支援センターすくすく (南山形すくすく保育園内)
9		643-7176		月～金 9:00～11:30 13:30～16:00	ほほえみ支援センター (ほほえみ保育園内)
10		622-7438		月～金 9:00～12:00 13:30～16:30	キンダー子育て支援センター (キンダーこども園内)
11		676-7822		月～金 第三土曜日 (変更あり) 9:30～12:00 13:30～16:00	まりあこまき支援センター (マリアこまき保育園内)
12		666-4666		月～金 9:00～11:30 13:30～16:00	子育て支援センターののはな (こども園ののはな内)
13		666-8899		月～金 9:30～11:30 13:00～16:00	とちの実子育て支援センター (とちの実保育園内)
14		684-3018		月～金 9:00～12:00 13:30～16:00	出羽子育て支援センター (出羽こども園内)
15		686-4808		月～金 9:30～12:00 13:00～15:30	べにばな保育園子育て支援センター (べにばな保育園内)
16		679-5028		月～金 9:00～12:00 14:00～16:00	嶋ほいくえん子育て支援センター (嶋ほいくえん内)

青少年相談窓口					
※新型コロナウイルス感染症の影響により、受付時間が変更になっている場合があります。 詳しくは各施設へお問い合わせください。					
No.	名称	電話番号	相談内容	受付時間	実施機関
17	子育て支援センター	623-7800	子育てに関する悩み	月～金 8:30～11:30 13:30～16:30	みどりのもり保育園子育て支援センター (みどりのもり保育園内)
18		666-6835		月～金 9:30～11:30 13:00～16:00	飯塚はらっぱ保育園子育て支援センター (飯塚はらっぱ保育園内)
19		688-7351		月～金 9:00～11:30 13:30～16:00	ひまわり子育て支援センター (ひまわりこども園向かい)
20		681-0371		月～金 9:00～12:00 13:30～15:30	かないにこにこ子育て支援センター (認定こども園金井こども園内)
21		674-6500		月～金 9:30～11:30 13:00～16:00	子育て支援センター木の実北 (木の実北こども園内)
22		681-8120		月～金 9:30～12:00 13:30～16:00	杉の子子育て支援センター (認定こども園杉の子内)
23		687-0855		月～金 9:30～11:30 13:30～16:30	このみ子育て支援センター (このみ保育園内)
24		664-1701		月～金 9:30～12:00 13:30～16:00	子育て支援センターはやぶさ (はやぶさ保育園内)
25		684-7956		月～金 9:00～12:00 14:00～16:00	子育て支援センター大谷たけのこ組 (認定こども園出羽大谷幼稚園内)
26		644-2030		月～金 9:00～12:00 13:30～16:30	キンダー南館子育て支援センター (キンダー南館こども園内)
27	686-2040	月～金 9:30～12:00 13:00～15:30	セロン北保育園子育て支援センター (セロン北保育園内)		
28	少年相談メール	メールでの受付 県警察本部人身安全少年課HP内 少年相談コーナーから		24時間 (返信は執務時間 中に行います)	県警察本部人身安全少年課
29	ヤングテレホン	634-4970	少年の非行や事件、 その他悩みごとに関する 相談	24時間	山形警察署生活安全課
		642-1777			県警察本部人身安全少年課
30	家庭教育電話相談 「ふれあいほっとライン」	630-2876	子育ての悩み・家庭教育 に関する相談	月～金(祝日、 年末年始除く) 8:30～17:15	県教育庁生涯教育・学習振興課
		メールでの受付 yshogaku@pref.yamagata.jp FAXでの受付 630-2874		24時間	

青 少 年 相 談 窓 口					
※新型コロナウイルス感染症の影響により、受付時間が変更になっている場合があります。 詳しくは各施設へお問い合わせください。					
No.	名 称	電話番号	相談内容	受付時間	実施機関
31	教育相談ダイヤル	654-8181	不登校・学校生活・子育てなどに関する相談	月～金 8:30～20:30 土・日・祝日 8:30～17:30	県教育センター
32	子供SOSダイヤル	0120-0-78310 または 654-8383	いじめやその他子供のSOSに関する相談	24時間	
33	教育相談メール	non-ijime@pref.yamagata.jp		24時間	
34	子ども女性電話相談	642-2340	子どもと家庭及び女性に関する相談	毎日 (年末年始除く) 8:30～22:00	県福祉相談センター
35	心の健康相談 ダイヤル	631-7060	心の健康相談	月～金(祝日、 年末年始除く) 9:00～12:00 13:00～17:00	県精神保健福祉センター
36	心の健康 インターネット相談	県精神保健福祉センターHPよりアクセス	心の健康に関する相談	24時間 (ただし回答には10～14日程度かかります)	県精神保健福祉センター
37	ひきこもり相談支援窓口	631-7141	ひきこもり相談	月・火・木・金 (祝日、年末年始除く) 9:00～12:00 13:00～17:00	自立支援センター巣立ち (県精神保健福祉センター)
38	子どもの人権110番	0120-007-110	いじめ等の子どもの人権に関する相談	月～金 (祝日を除く) 8:30～17:15	山形地方法務局人権擁護課
39	やまがた 法務少年支援センター (小白川青少年心理相談室)	642-3445	非行・犯罪や問題行動に関する相談	月～金 9:00～12:15 13:00～17:00	やまがた法務少年支援センター (仙台少年鑑別所・山形少年鑑別支所)
40	山形いのちの電話	645-4343	心の悩み全般に関する相談	毎日 13:00～22:00	山形いのちの電話

○地方青少年問題協議会法

昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号

〔総理・法務・大蔵・文部・厚生・農林・労働大臣署名〕

平成十一年 七月一六日号外法律第一〇二号〔中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律一〇条による改正〕

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。
 - 二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
- 2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

- 2 会長は、当該地方公共団体の長をもつて充てる。
- 3 委員は、地方公共団体の議会の議員、関係行政機関の職員及び学識経験がある者(都道府県青少年問題協議会にあつては、家庭裁判所の職員を含む。)のうちから、当該地方公共団体の長が任命する。

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔昭和三二年六月一日法律第一五八号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則〔昭和三三年五月一〇日法律第一四四号〕

この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。

附 則〔昭和三七年四月一六日法律第七七号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和四一年三月三十一日法律第一六号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則〔昭和四三年六月一五日法律第九九号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。〔後略〕

附 則〔昭和五八年一二月二日法律第八〇号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日〔昭和五九年七月一日〕から施行する。

〔経過措置〕

- 6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則〔平成一一年七月一六日法律第一〇二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日〔平成一三年一月六日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔略〕

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一～五 〔略〕

六 青少年問題審議会

七～五十八 〔略〕

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

○山形市青少年問題協議会設置条例

昭和34年3月25日
条例第3号

改正 昭和43年6月15日条例第30号 平成13年3月23日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方青少年問題協議会法（昭和28年法律第83号）第1条の規定に基づく機関の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(昭和43条例30・一部改正、平13条例10・全改)

(設置)

第2条 この市に、山形市青少年問題協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(昭和43条例30・一部改正、平13条例10・全改)

(所掌事務及び意見の具申)

第3条 協議会は、この市における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議すること。

(2) 青少年の指導、育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 協議会は、前項に規定する事項に関し、市長及びこの市の区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第4条 協議会は、会長及び委員30人以内で組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 関係行政機関の職員

(3) 学識経験がある者

(学識経験委員の任期)

第5条 前条第3項第3号の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 会長は、会務を総理する。

2 協議会に副会長2人を置く。

3 副会長のうち1人はこの市の教育長とし、他の1人は委員の互選によつて定める。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(平13条例10・一部改正)

(会議の議長)

第7条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門委員)

第8条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験がある者のうちから、市長が命じ、又は委嘱する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(平13条例10・一部改正)

附 則

この条例は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則 (昭和43年6月15日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成13年3月23日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第3項の改正規定は、平成13年4月1日から施行する。

○山形市青少年問題協議会設置条例施行規則

平成13年3月28日教育委員会規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、山形市青少年問題協議会設置条例(昭和34年市条例第3号)第9条の規定に基づき、山形市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 協議会の会議は、会長が招集する。

(委員の議題提出)

第3条 委員が協議会の議題を提出しようとするときは、件名、提出理由及び必要な資料を、協議会開催5日前まで会長に送付するものとする。

(事務機構)

第4条 協議会に、幹事長、幹事及び書記若干人を置く。

2 幹事長、幹事及び書記は、この市の職員のうちから、教育委員会が命じ、又は委嘱する。

3 幹事長は、協議会の事務を掌理する。

4 幹事は、協議会の事務を処理する。

5 書記は、協議会の事務に従事する。

(幹事会)

第5条 協議会の事務の連絡調整を図るため、幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。

3 幹事会の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、幹事長は、会議の議長となる。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

○山形市青少年育成推進員要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、この市の青少年健全育成運動を地域ぐるみで推進するため、青少年育成推進員の設置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設 置)

第2条 この市に、山形市青少年育成推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(任 務)

第3条 推進員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 地域における青少年及び青少年団体の育成指導に関すること。
- (2) 地域における青少年の動向及び実態調査に関すること。
- (3) 青少年の非行防止及び青少年に有害な環境の浄化に関すること。
- (4) 学校、青少年育成関係機関、団体との連絡提携及び実施事業への指導、協力に関すること。
- (5) 青少年育成施策に関する理解と協力の促進に関すること。
- (6) その他目的達成に必要な事項に関すること。

(委 嘱)

第4条 推進員は、次の各号の一に該当する者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 地域での信望が厚く、青少年の良き相談相手となり得る等、リーダーとしてふさわしい者。
- (2) ボランティア活動に熱意をもち、青少年育成活動や関係諸機関、団体との連絡提携に積極的に参加できる者。
- (3) 青少年団体活動、青年海外派遣事業参加等の経験を有する者で、青少年育成活動に理解と関心をもつとともに協力できる者。

(任 期)

第5条 推進員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された推進員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進員の数等)

第6条 推進員の数は、60人以内とし、次の活動領域を設定し配置する。

- (1) 主として、地域内において実践活動を行う者。
- (2) 主として、全市的領域において実践活動を行う者。

(連携及び指導)

第7条 教育委員会は、推進員の実践活動を効果的に進めるため、推進員相互の連携をはかるとともに、必要に応じ指導を行うものとする。

(活動報告)

第8条 教育委員会は、推進員の年間の実践活動を把握するため、各推進員に報告書の提出を求められることができる。報告書の様式は、別に定める。

(活動経費)

第9条 教育委員会は、予算の範囲内において、推進員の活動に必要な経費を支給する。

(被服の貸与)

第10条 教育委員会は、推進員に別に定める被服を貸与することができる。ただし、被服貸与期間は任期期間とし、その他の取扱いについては、山形市職員に対する被服貸与規程の例による。

附則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

○山形市青少年指導センター設置及び運営に関する規則

平成13年 3月28日
教育委員会規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、青少年への指導を行う関係機関、団体等が相互に協調し、青少年の非行防止等に関する業務を効果的に推進するための合同活動の拠点となるセンターの設置及び運営について必要な事項を定め、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(設置等)

第2条 前条の規定による活動拠点として、山形市青少年指導センター（以下「指導センター」という。）を山形市教育委員会に設置し、その位置は、山形市旅籠町二丁目3番25号とする。

(分掌事務)

第3条 指導センターの分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 街頭指導に関すること。
- (2) 少年相談に関すること。
- (3) その他青少年の健全育成に必要な業務に関すること。

(職員)

第4条 指導センターに、次の職員を置く。

- (1) 所長
- (2) その他必要な職員

(職務)

第5条 所長は、上司の命を受けて、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(運営協議会)

第6条 指導センターの公正かつ適切な運営を図り、合同活動の実施に必要な業務に関する事項を協議するため、指導センターに山形市青少年指導センター運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第7条 協議会は、協議会委員（以下「委員」という。）22人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第8条 協議会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

(指導委員)

第10条 青少年への指導活動を行うため、教育委員会に山形市青少年指導センター指導委員（以下「指導委員」という。）を置く。

2 指導委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 民生委員児童委員

(2) 主任児童委員

(3) 保護司

(4) 青少年育成推進員

(5) 関係行政機関の職員

(6) 関係団体の役職員

(7) その他指導の経験を有する者

3 指導委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の指導委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指導委員の任務)

第11条 指導委員の任務は、次のとおりとする。

(1) 青少年の非行防止のための早期発見及び指導に関すること。

(2) 青少年の継続指導に関すること。

(3) 少年相談に関すること。

(少年相談員)

第12条 少年相談業務をより効果的に行うため、少年相談員若干名を置く。

2 少年相談員は、教育委員会が委嘱する。

(地区指導委員会)

第13条 指導委員は、この市の小学校通学区域（以下「地区」という。）ごとの指導活動を組織的に推進するため、地区ごとに指導委員会を組織することができる。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に選任されている委員、委嘱されている指導委員及び少年相談員並びに組織されている協議会は、この規則の規定により選任、委嘱又は組織されたものとみなす。